

うきは市新川田籠

伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 24 年 4 月

うきは市教育委員会

うきは市新川田竈伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

1. 保存計画の基本事項	
①保存計画の基調	1
②保存地区の名称・面積・区域	1
2. 保存地区の保存に関する基本計画	
①保存地区の沿革	2
②保存地区の特色	7
③伝統的建造物等の特性	9
④保存の方向とその内容	14
3. 保存地区における伝統的建造物及びこれと一体をなす環境を保存するために 特に必要と認められる物件等の決定	
①伝統的建造物	15
②環境物件	15
4. 保存地区における建築物等の保存整備計画	
①伝統的建造物の修理	16
②許可基準	16
③補助基準	16
④環境物件の復旧	16
5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する計画	
①管理施設等の整備	17
②防災施設等の整備	17
③環境整備等	17
6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等	
①経費の補助	18
②技術的援助	18
③建築物の新築、増築、改築、減築、移転等に係る設計相談	18
④保存団体への助成	18
⑤顕彰及び普及啓発	18

7. 各種一覧表及び図面

伝統的建造物（建築物）一覧	表－1	・・・・・・・・・・	2 1
伝統的建造物（工作物）一覧	表－2	・・・・・・・・・・	2 5
環境物件 一覧	表－3	・・・・・・・・・・	4 5
伝統的建造物の特性	表－4	・・・・・・・・・・	4 6
修景基準〔許可基準〕	表－5	・・・・・・・・・・	4 7
修景基準〔補助基準〕	表－6	・・・・・・・・・・	4 8
うきは市全図	図－1－1	・・・・・・・・・・	4 9
伝統的建造物群保存地区の位置及び範囲	図－1－2	・・・・・・・・・・	5 0
伝統的建造物（建築物）の位置及び範囲	図－2	・・・・・・・・・・	5 1
伝統的建造物（工作物）の位置及び範囲	図－3	・・・・・・・・・・	5 7
環境物件の位置及び範囲	図－4	・・・・・・・・・・	6 3
伝統的建造物（家屋）写真		・・・・・・・・・・	6 9
伝統的建造物（工作物）写真（石垣以外）		・・・・・・・・・・	7 6
環境物件写真		・・・・・・・・・・	8 1

関連資料

うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例	・・・・・・・・・・	8 5
うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則	・・・・・・・・・・	9 0
うきは市伝統的建造物群保存地区補助金交付規程	・・・・・・・・・・	9 7

うきは市新川田竈伝統的建造物群保存地区保存計画

うきは市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 17 年条例第 110 号）第 5 条の規定に基づき、うきは市新川田竈伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）の保存に関する計画を次のように定める。

1. 保存計画の基本事項

① 保存計画の基調

この保存計画は、地元住民の創意と発意を尊重し、地元住民と行政との互いの協力により、新川田竈地区の自然と風土並びに生活文化が創りあげた歴史的風致を、市民共有の財産として保存し活用することにより、地元住民の生活環境の質の向上とうきは市の歴史文化環境の維持に資することを目的とする。

② 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：うきは市新川田竈伝統的建造物群保存地区

地区の面積：約 7 1. 2 ヘクタール

保存地区の区域：うきは市浮羽町新川

字田代、字東尾ノ末、字分田渡瀬、字分田、字分田森下、字三寺拂井手ノ下、字石堂、字田ノ平道下、字策向、字井手下、字金井原、字中道下、字中道上の各全部、及び

字栗谷東、字林下、字持従、字橋詰、字尾ノ末、字西尾末、字森ノ上、字三寺拂、字田平、字切寄、字桃迫、字三寺拂向、字鳩胸、字堂の上、字本村、字園山、字戸井口、字谷竿、字春園の各一部

田竈

字三反田、字川原田、字扇田、字本田、字天神森、字渡り上り、字下柳野、字日森園、字岩渕、字上河、字盲園、字上ノ川、字竹園、字小間坊の各全部、及び

字ガラン、字北向片、字平、字詰ノ本、字西ノ向、字宮ノ向、字猪ノ口、字新明、字市ヶ瀬、字田園、字中曾、字中村、字注連原、字砂原、字向注連原、字原園、字日南片、字岩下、字権在渕、字森ノ下、字菅迫、字東向、字美住、字今屋敷、字漆ヶ迫、字雨柳園、字椎ノ木、字堂の上、字東ノ上、字諏訪の下、字馬場、字中野、字釜渕の各一部

2. 保存地区の保存に関する基本計画

①保存地区の沿革

【新川地区及び田籠地区について】

福岡県南部の筑後地方に属するうきは市は、平成 17 年 3 月 20 日に浮羽郡吉井町及び同郡浮羽町が合併して発足した。面積約 117.6 平方キロメートルの市域は、北部を朝倉市、西部を久留米市、南部を八女市、東部を大分県日田市と接する。

市域北端部では一級河川・筑後川が蛇行しながら東から西へと流れ、その流域には沖積平野が発達して肥沃な穀倉地帯となっている。南部は耳納山地^{みのう}に属する山岳地帯で、標高 400～800 メートルほどの山々から水を集めながら、筑後川の支流である小塩川^{こじおがわ}、隈上川^{くまのうえがわ}、巨瀬川^{こせがわ}が発達する。うち、大分県日田市に水源を置く隈上川は、うきは市南東端から市域を二分するように北西に向かって貫流し、筑後川に合流する。保存地区を含む新川地区^{にいかわ}及び田籠地区^{たごもり}は、隈上川上流域に位置し、上流側が田籠地区、下流側が新川地区となる。

新川地区は 8 集落、田籠地区は 5 集落で構成されており、いずれも河川に依拠して宅地及び農地を開く。うち、隈上川本流に沿っては、上流より注連原^{しめばる}、中村^{なかむら}、日森園^{ひもりぞの}、馬場^{ばば}の 4 集落が並び（いずれも田籠地区）、その下流域に分田^{ぶんた}、本村^{もとむら}、栗木野^{くりぎの}の 3 集落が続く（いずれも新川地区）。

隈上川の支流沿いには 4 集落が置かれる。隈上川右岸（北東岸）側には、大屋谷川^{おおやたにがわ}に沿った急峻な斜面地^{びじゅう}に美住が立地する（田籠地区）。隈上川左岸（南西岸）側では、北流して隈上川に注ぐ葛籠川^{かつらがわ}と鹿狩川^{しかしの}が流れ、葛籠川に沿って葛籠が、鹿狩川に沿って探野及び鹿狩が分布する（いずれも新川地区）。

水を集めやすい小規模な台地には、尾谷^{おたに}、内ヶ原^{うちがはる}の 2 集落が立地する（いずれも新川地区）。尾谷は、葛籠川と鹿狩川を隔てる山間部に、昭和 28 年より開拓された新しい集落である。内ヶ原は新川地区北端部に位置し、新川地区及び田籠地区の 13 集落の中で、唯一、巨瀬川水系に属する。

【新川地区及び田籠地区の歴史】

■ 古代 ■

新川地区及び田籠地区は、江戸時代の久留米藩領に属する筑後国生葉郡新川村及び田籠村を引き継ぐ。近代以降は町村制施行（1889）や合併により、姫治村（1889-1951）、浮羽町（1951-2005）、うきは市（2005-現在）と、属する自治体の規模を大きくしてきた。

筑後国は、筑紫国の分割により、筑前国と共に 7 世紀末までに成立した律令国である。『延喜式』（平安中期）や『和名類聚抄』（931-938）からは、筑後国が 10 郡 54 郷であったことがわかる。この 10 郡の制は、その後長く続き、明治 28 年（1895）までほぼ踏襲されてきた。

生葉郡は、筑後国 10 郡の一つで、景行天皇が九州巡行を終えて都へ帰る途中に行宮をたてて食事をした地と伝えられる。『日本書紀』（720 完成）や『豊後風土記』（720-740 頃）、『釈日本紀』（鎌倉末期）等を合わせ読めば、もとは的邑と呼ばれており、景行天皇が食事をするに際して御酒盞を忘れたことに因んで浮羽^{うきは}、宇枕波夜^{うきはや}の郡などとされ、これを後の人が誤まって生葉郡としたとの地名の由縁がうかがえる。生葉郡の郡名は、霊亀 2 年（716）及び霊亀 3 年（717）の年号が入る平城京出土木簡にも残り、この年に贅（神仏に供えるささげ物）として塩煮の鮎が生葉郡から都へ運ばれたことがわかる。

『和名類聚抄』（931-938）は、生葉郡に大石、山北、姫治、物部、椿子、小家、高西の 7 郷があったことを示す。新川地区、田籠地区の区域は姫治郷に属していたと考えられている。

旧浮羽町の区域には、奈良・平安時代に、大石庄、山北庄、隈上庄の3つの荘園が開墾されていた。大石庄、山北庄は天平18年(746)に朝廷から観世音寺に寄進された封戸の一部が観世音寺の荘園になったものである。これに対し、隈上庄は、豊前宇佐八幡宮の神宮寺として建立された弥勒寺の荘園で、11～12世紀には存在していたと考えられている。これらは、市域北部の平野部から耳納山地北麓にかけての一带を中心に開墾を進めたもので、山麓からの湧水や、筑後川に注ぐ支流の流水等、農業用水を得やすく、水田を造成しやすい所に集落ができ、神社や寺院が祀られ、寺封や荘園に発展したものと推察されている。

隈上川上流部の新川地区、田籠地区における集落の成立時期は不明であるが、新川地区の高御魂神社は、宇多天皇が寛平7年(895)に肥後国八代郡大田郷の妙見宮をこの地に勧請したものと伝えられる。また、新川地区の内ヶ原や本村では経塚が発見されている。加えて『筑後国史一筑後将士軍談 校訂』(矢野一貞、1972)は「ある記にいう」として、「長谷部信連新川村長岩ニ居、新川・田籠・小塩・妹川・小坂・流川・溝尻・朝田・隈上・山北・大石・原口・橘田等ノ数村ヲ領」と記し、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての武士である長谷部信連が長岩城を築城した頃には、その周辺に村が成立していたことを示唆している。

これらのことから、新川地区及び田籠地区にも、古代末期には人の集住があった可能性がうかがえる。

■中世■

筑後川の中流域にあって、川を境に筑前国と接し、耳納山地で豊後国と隔たる生葉郡は、古くから筑後国の穀倉地帯であり、交通の要衝でもあった。耳納山地の山間部を通る隈上川沿いの谷筋も、筑後と豊後を結ぶ往還道であったとされる。途中、葛籠川との合流地点より上流部が険しい峡谷となるため、道は一旦葛籠川に沿って上がり、緩やかな峠道を越えて、馬場の集落付近で再び隈上川沿いに戻る経路をとった。

しかし、葛籠川沿いにも左岸には標高約400メートルの、右岸には標高約500メートルの山が急峻な斜面を向け、特に左岸では岩石が林立して天然の絶壁を成す。前述、長谷部氏が長岩城を築城したのは、この中腹である。正和2年(1313)には、生葉郡の郡主として下向した問註所氏が、これを再構して居城とし、後に、右岸の山頂にも出城としての松尾城(田籠城)を築いた。

鎌倉時代から天正15年(1587)の秀吉九州平定までの間には、豊後国の守護を務める大友氏が筑後国守護を兼ねることも多く、筑後国は全般にわたって大友氏の勢力下に置かれていたとされるが、問註所氏は大友氏の幕下に入って忠誠を尽くした。

南北朝時代(1336-92)、生葉郡では、大友氏配下の問註所氏が北朝側の、星野氏が南朝側の代表勢力となって激しく争った。南北朝合一(1392)後も、国人領主間で山城の争奪が繰り返されたとされる。応仁の乱(1467-77)では大友氏・少弐氏と大内氏の軍勢が筑後平野で激しく戦った。大友氏と大内氏は、天文3年(1534)に將軍足利義晴の計らいで和解に至るが、大友氏はその後も反旗を翻す国人領主や、筑後に勢力を広げようとする龍造寺氏等との間に争いが絶えなかった。この時、問註所氏は、長岩城と松尾城に籠城して大友氏の拠点である豊後に攻め入らんとする敵方を防いでおり、天正期(1573-1592)中頃に大友宗麟が問註所統景に宛てた幾つかの書状(問註所文書)に「田籠村」の村名を見ることができる。

中世の生葉郡は戦乱の渦中であって、農民の暮らしは不安定な状況であったと推察されているが、新川地区及び田籠地区も度々戦場となって、その例外ではなかったものと考えられる。

■近世■

豊臣秀吉は九州を平定した後、諸大名の封域を定めて筑後を5大名に分割した。生葉郡を領したのは小早川隆景で、隆景隠居後は、秀吉の甥・羽柴秀俊が小早川家の家督を次いで、秀秋を名のった。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後、東軍に寝返って勝利を導いた秀秋は、備前岡山藩に移封となり、田中吉政が筑後国全10郡32万5000石を領して柳河城に入城した。元和6年(1620)に田中家が改易となると、その領土は2分され、生葉郡を含む久留米藩21万1846石は有馬豊氏の所領となった。以後、明治2年(1869)まで、生葉郡は久留米藩に属した。

藩政時代、財政の基礎となる年貢の増徴は藩の重要課題であり、田中吉政の頃から村々に新田開発が盛んに指導奨励され、治水や利水の工事が行われた。平野部においては、筑後川本流からの導水が人々の切望するところであり、長野堰(1664)、大石堰(1674)、袋野用水(1673)及び袋野堰(1676頃)、恵利堰(1712)等が久留米藩直轄事業として、あるいは大庄屋が私財を投じて建設された。耳納山地の北麓から山間部にかけては、溜池を設けて天水を利用することや、筑後川に注ぐ中小河川に堰を設けて沿岸の耕地へ導水することが、早くから行われていたと考えられているが、江戸時代には、各村の庄屋等の働きによって、これらが整備組織化されてきた。

新川村、田籠村については、いずれも元禄国絵図(1701)にその村名を見ることができ、うち、新川村及び隣接する小塩村で、有力農民であった山崎家が代々開拓を進めた様子が、『嘉永四年 亥五月旧家書上帳 吉井大庄屋田代又左衛門組』に記されている。

それによれば、もともと武家であった山崎家は、豊後国日田郡に移って田畑を開き、農民となった。小塩村に移り住んだのは文禄元年(1592)、平右衛門の時で、その3代先の長右衛門より5代に亘って、岩を切り通して水路を敷く、溜池を造る、新たな田畑を開拓するなどし、藩から褒美金を得たり、小脇差の携帯が許されたりしている。長右衛門の息子・松右衛門が長野水道の堤に桜を植樹していることや、文書中の年号から、年代は17世紀後期以降、主として18世紀から19世紀前半にかけてのことと考えられる。山崎家文書(関連の内容を1985年に福岡県立図書館が『二ノ瀬由来記』として出版)によれば、平左衛門が小塩村との境、新川村奥一条に造った溜池は、寛政11年(1799)の着手になり、「敷貳拾四間 長三拾三間 高三合八歩 馬踏三間」の規模で、14間の木製の管と20間の石組の水道により水を引いていた。

元禄国絵図(1701)、天保郷帳(1834)で石高を比較すると、新川村は43石から149石1斗9升8合に、田籠村は76石から99石4斗6升到増えており、約130年の間に、両村で相当の耕地の拡大があったと推察される。また、明治4年の三潁県誕生時には、新川村300石5升、田籠村176石7斗1升8合であるので、幕末までにさらに開墾が進み、特に新川村での開拓が著しかった様子がうかがえる。

久留米藩の租税制度は、概ね正徳年間(1711～1716)に定着を見たと言われるが、近世の新川村、田籠村では、米や夏物成(麦、菜種)の他、山方小物成として起炭、鍛冶炭、椎茸、木海月、山芋、燈松、蕨縄、葛藤、青梅、生蕨、干蕨、烏頭、抹香、生山柵、志か、串柿、火縄を納めることとされ、また、山役が課されていた。

生葉郡における近世の農業事情を示す資料として、田籠諏訪神社や小塩小椎尾神社、三春天満宮に残る農耕絵馬があり、いずれも市指定文化財となっている。稲作の工程、農耕儀礼、農具、衣装、貢祖作業等の様子を見ることができ、家畜として馬や牛が飼われていたことがわかる。

江戸時代後期頃には久留米藩が植林政策を始め、山間部の農民も耕作が困難な土地に植林を施すようになった。近世には田畑の肥料、牛馬の飼料、燃料等としてまぐさが用いられていたが、植林によって里山の農民がまぐさを得られる場所が狭くなり、慶応3年(1867)及び同4年(1868)には里

辺の農民が山村になだれ込んで、杉や竹を切り倒し、開墾地を踏み荒らすといった、いわゆる「まぐさ場騒動」が生じている。

近世からの有力な林業経営者の代表が、新川村分田の野上家で、明治中期までは竹や檜の栽培に努め、「へぎ」と呼ばれる竹を圧延した皿を製造するなどして財を成した。新川村の葛籠に棚田を開墾したのは野上家が最初と伝えられ、「寛政6年 五穀成就、願主野上」の石碑が残る。野上家が現在の地に屋敷を構えたのは安政3年(1856)である。19世紀初頭には、また、平川家が田籠村日森園に移り住んだとされ、当時に建築された主屋等が重要文化財となっている。

なお、近世の久留米藩では、洪水や旱魃、風害が度々発生し、これらが凶作、飢饉を招いた。これに、過酷な年貢徴収が加わり、何度かの大きな百姓一揆が起きている。

■近代以降■

明治になると、久留米藩は明治4年(1871)7月に久留米県となり、統合によって同年11月に三潁県、明治9年(1876)8月には福岡県となって、現在の福岡県の県域が確定した。

新川村及び田籠村は、幾度かの行政区域編成を経て、明治22年(1889)の町村制施行で小塩村、妹川村と共に姫治村(1889-1951)となった。姫治村は、昭和26年(1951)の合併で浮羽町、平成17年(2005)の合併でうきは市となり、旧新川村は新川地区として、旧田籠村は田籠地区として現在に至る。

新川地区、田籠地区では、近代以降も水田の拡大や、灌漑施設の整備が行われた。田籠地区の隈上川右岸(北東岸)、大屋谷川沿いに位置する美住では、明治20年頃の地籍図に見られる畑地の多くが、昭和初期には水田と宅地に転換していることがわかる。また、新川地区の内ケ原では、明治41年8月より溜池(貯水池)の建設に取りかかり、明治44年10月に竣工したことを記す内ケ原疎水碑(1927年建立)が残る。また、内ケ原では、これと合わせて明治42年から大正2年にかけて耕地整理が行われている。新川地区の尾谷では、昭和30年代に山間部の高台に溜池が造られ、耕地の開拓が行われた。

当地では、米や麦、菜種等の栽培が近代以降も順調に延びた一方で、粟、蕎麦等の生産は減少していった。檜の実の採取や葉藍の栽培も行われたが、いずれも昭和初期頃には姿を消していったとされる。養蚕は、明治期にはそれほど大きくは展開せず、大正期になって拡大した。

近代に入って大きく発展したのは林業であった。明治15年(1882)には矢野友吉による植林事業が開始され、「浮羽苗」の名で苗木生産が行われるようになった。大正期には隈上川に小塩発電所(1914)、栗木野発電所(1919)、橋詰発電所(1920)が建設され、地域一帯に電力が供給されるようになると、製材業も機械化によって発展を見せた。浮羽町の山林は、坑木の生産により北部九州の炭鉱を支えていたこともあり、また、朝鮮戦争の特需や戦後の住宅建設における需要もあって、木材販売業も製材業も昭和40年代までは順調な伸びを見せた。

こうした農林業の発展を支えたのが道路整備であり、新川地区及び田籠地区では、明治15年頃から旧往還道を中心に、道路の拡張や橋梁架設が進められて、牛馬に荷車をひかせて材木を運搬することが可能となった。大正期から昭和10年頃にかけては、現在の県道106号線の基礎となる姫治三線路郡道が順次整えられて、現在の道幅となり、谷筋を切り通して利便性を増し、昭和初期には材木のトラック運送が行われるようになった。

『浮羽町史』(1988)によれば、町内の農山村では、昭和30年代まで牛馬を中心として家族総出で農作業が行われ、昭和35年頃までは浮羽町における第一次産業は稲作が中心であった。しかし、昭和40年頃より米が過剰となり、国全体で米の生産量の調整が始まる中で、また、農業の機械化

や生産の省力化が図られる中で、農業人口は減少し、稲作も果樹栽培や畑作へと変わっていった。林業も、昭和 50 年代より時代の流れの中で、経営困難な状況に転じていった。

明治 11 年には新川地区 1004 人、191 世帯、田竈地区 581 人、107 世帯であった人口と世帯数は、明治 22 年の姫治村誕生時には新川地区 1222 人、214 世帯、田竈地区では 629 人、117 世帯となっている。これ以後、姫治村の人口で見ると、明治 22 年の人口 4530 人、798 世帯から年々増加し、昭和 25 年の 6049 人、980 世帯をピークに減少に転じ、昭和 26 年に浮羽町となった後も同様である。

■保存の経緯■

新川地区及び田竈地区には、湧水や豊かな水系によって発達した棚田が集落と渾然一体となつて残る。昭和 46 年 6 月に福岡県下初の国の重要文化財（建造物）に指定された「平川家住宅」をはじめとし、伝統的な茅葺民家がどの集落にも良く残り、棚田や山林に取り囲まれて、昔ながらの山村集落の景観を見せている。

この自然豊かで歴史のある環境が全国的な注目を集めるのは平成 7 年の「第 1 回棚田 in うきは彼岸花めぐり」からである。平成 9 年には、田竈地区の公民館「日森園山荘」で、地域の宝さがしイベントが行われるなど、地域の魅力探しをテーマとした活動も行われるようになった。その後、平成 10 年には交流人口の一層の拡大を図ると同時に、棚田を守る大切さを体験を通じて都市住民に実感してもらいながら保全を図る取り組みとして、「棚田オーナー制度」がスタートした。平成 11 年には新川地区の葛竈の棚田が農林水産省の「日本棚田百選」に選定され、翌年には耳納山系を挟んで隣接する八女市星野村（近世以前は生葉郡に属する）と「全国棚田サミット」を共同開催するなど、棚田を中心とした官民協働の地域振興が続くなか、平成 17 年に浮羽町と吉井町が合併して「うきは市」が誕生した。

うきは市となってからは、旧吉井町のうきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区（平成 8 年に重要伝統的建造物群保存地区に選定）とともに、新川地区及び田竈地区がますます知られるようになった。このような気運の盛り上がりがある一方で、茅葺民家の空家化や取り壊しも進み、平成 18 年には具体的な保全の課題と対策を検討するべく、うきは市が地区住民と協力して、「新川・田竈地区民家保存シンポジウム」を開催した。その成果は、「づづら棚田を守る会」の発足や、平成 19 年の「農家民宿 馬場」のオープンといった地域活動へとつながっていった。

うきは市は、平成 20～21 年度にかけて「伝統的建造物群保存対策調査」を九州大学大学院人間環境学研究院の協力を得て実施し、茅葺民家を中心とした伝統的な建造物と環境が織りなす歴史的風致を学術的に整理した。また、並行して、棚田景観の保全や育成を検討すべく平成 20～21 年度に「文化的景観調査」を実施した。いずれの調査も文化庁の国庫補助を得て実施された。

平成 20 年からは森林セラピーが開始され、堅調に参加者数を伸ばすなか、平成 22 年には「子ども農山漁村交流プロジェクト」による農家民泊も行われた。平成 23 年には伝統的な建造物を活用した「づづら山荘」を改修し、集落が主体的に管理運営する宿泊体験施設としてオープンした。

このように、平成 7 年以降、新川地区、田竈地区の歴史的風致を残そうとする取り組みが進められ、地区内外の意識や関心の高まりが、具体的な活動となって現れてきている。

■保存地区の範囲■

江戸時代から昭和前期にかけて耕地を拡大してきた新川地区及び田竈地区には、主として 3 つの水利システムを見ることができる。一つは、谷川から直接水田に水を引くもの、一つは、溜池を設

けて主水源とするもの、一つは、井手で導水した川の水を水田に引くもので、これらを複合的に用いている場合もある。

うち、隈上川に沿っては、長い井手を発展させることによって、狭隘な谷に合理的に棚田を配する独特な集落景観が形成されてきた。隈上川最上流部の田竈地区^{しめばる}注連原より中村、日森園、馬場と続き、新川地区の分田^{ぶんだ}、本村を含む流域^{もとむら}の6集落がこれに該当し、かつ、この区域には江戸時代以降の茅葺の伝統的な民家が良好に遺存している。このことから、これら6つの集落に、景観的な一体性を有する美住^{びじゅう}を加え、新川地区及び田竈地区にまたがる連続した空間であることから、うきは市新川田竈伝統的建造物群保存地区として保存及び活用を図る。

②保存地区の特色

■集落群の景観■

保存地区は、田竈地区注連原の注連原水路を上流部の区切りとし、新川地区本村の高御魂神社付近を下流部の区切りとする隈上川沿い約5.8キロメートルの区域で、両岸山腹に敷かれる井手に挟まれる範囲を中心とする。

保存地区の井手は、隈上川に堰を築いて取水し、等高線に沿って長く敷かれ、途中、数箇所の落とし口から斜面に沿った水路を配する。この斜面を降る水路から竹樋等で水田に配水するため、井手より下方に等高線に沿った細長い形状の水田が棚田を成し、この棚田が隈上川と平行に带状に連続する。宅地は棚田と隈上川に挟まれる土地に築かれる。

新川地区では、谷川を堰きとめたり、水管で谷を越えたりしながら長いものでは2キロメートルにも及ぶ井手を何本も敷き、この基本的な空間構成が明確に現れる。

田竈地区は、複雑な地形にあって川も細かく蛇行し、井手の延長は新川地区と比較して短い。隈上川に流れ込む小さな谷川の本数も多く、谷川が隈上川に合流する付近の平地には、比較的広い面積の水田がまとまって現れ、変化に富んだ景観が展開する。

新川地区、田竈地区には、もとは隈上川に沿って往還道が敷かれており、これを軸に山中を通るループ状の里道が複数敷かれ、各集落を結んでいた。往還道は、現在では県道106号線として整備されているが、一部が古道として残り、かつての面影を伝えている。

宅地や水田は、地形に合わせて石積みで造成されるため、形状は不規則で、道路等から斜面を見上げると、等高線に沿った長い石垣が幾重にも重なる。

新川地区には高御魂神社が、田竈地区には諏訪神社がある。両地区とも寺院は無く、集落ごとにお堂を建てて、それぞれに弘法大師、不動明王、地藏菩薩等を祀る。

■宅地内の建物配置■

前述のように、宅地は地形に合わせて石垣で造成される。宅地境には大がかりな囲障を設けないのが通例で、囲う場合には低い生垣か前庭を整える程度である。野上家住宅のように宅地規模が大きいものには門及び塀が見られる。

主屋は宅地の広い場所に南向きに置かれ、主屋前面に農作業のためのツボ（前庭）が設けられる。主屋南方が山の斜面に面して日当たりが悪い場合には、東向きに主屋とツボが配されることが多い。このため、南方向に傾斜する地区では、等高線に沿って主屋の棟を配し、一様に向きが揃っているのに対し、他方向に傾斜する地区では、地形の条件に応じて南向きの主屋と東向きの主屋が混在する。

宅地内には、主屋の他、納屋、土蔵、小屋等の複数の付属屋が建つ。納屋は、当地では「コヤ」

と呼ばれ、畜舎と農具等の物置の機能を合わせ持ち、便所や風呂が設けられる場合もある。小屋は焚物小屋、風呂小屋等、生活上必要な機能を別棟として建てるもので、二階に居室を設ける場合もある。納屋は、主屋の土間寄り、ツボに面して建てるのが通例で、土蔵や小屋は、余った土地に適宜建てる。

宅地内には、山に近い箇所に「イケ」や「イケス」と呼ばれる石積みの池を設けることが多く、山から引かれた水を溜め、簡易水道が敷かれる以前は生活用水に用いていた。

以上のような建物等の配置が宅地の規模や形状に応じて展開されるため、敷地景観は一様ではない。

■集落ごとの景観の特徴■

前述の集落群の景観及び宅地内の建物配置の特性に加え、集落ごとに以下の景観の特徴が見られる。

《田竈地区注連原》：隈上川沿いの集落では最も上流に位置する。隈上川兩岸の平坦な土地に、比較的広がりを持った宅地が集まり、江戸期から明治初頭にかけての直屋の茅葺主屋（鉄板覆い）が群を成す。主屋は隈上川の流れと平行に棟を置き、ツボを南西に持つものが大半であるが、南西方向が山の斜面に近いものはツボを南東に配するため、川と垂直に棟を置く。

《田竈地区中村》：隈上川左岸、川の蛇行に合わせて入り込む比較的平坦な土地に宅地が集まるが、昭和初期頃に、より日照条件の良い土地をもとめて対岸に主屋 1 棟が移築された。

《田竈地区美住》：隈上川右岸の急峻な斜面地に、石積みで造成した宅地が集まる。北に向かって昇る急勾配の坂道から等高線に沿って何本かの枝道が西に延び、宅地の多くはこの枝道に面して開かれている。南向き斜面地であるため、ツボを南に置き、棟を東西方向に配する家屋が多い。

《田竈地区日森園》：隈上川に沿って、上流より日森園、市ヶ瀬、小間坊の 3 つの居住区が形成される。農地に点在する主屋は、明治以降に分家したものである。当地には主屋の方向に関し、棟を隈上川と平行する「カワナガレ」が良いとする言い伝えが残り、この慣行に従ったものが多く見られるが、宅地南方向が山の斜面に近いものなどは、ツボの日照を優先した主屋の配置を見せる。日森園には重要文化財（建造物）平川家住宅を中心に茅葺（鉄板覆いを含む）の主屋がまともに残る。市ヶ瀬には、大正 11 年(1922)に建築された洋風の旧平川病院が残る。明治 22 年(1889)及び大正 10 年(1921)の水害で甚大な被害を被った小間坊は、それ以降に建てられた伝統的な瓦葺の主屋で構成される。

《田竈地区馬場》：隈上川右岸の平坦な場所に展開し、川沿いに残る旧往還道及び県道を中心に宅地が配される。旧往還道に面しては諏訪神社が境内を開く。ツボを主屋の南に置き、川に沿って東西棟とするものが大半であるが、旧往還道と川に挟まれた奥行きのない宅地形状である、農業を生業としない鍛冶職人の家屋として建てられた等の特別な理由で変則的なものも見られる。下流部の集落域から外れた場所には昭和 14 年建築の製材工場が、洋風の事務所建築と共に残る。

《新川地区分田》：隈上川に沿って、上流より三寺拂、分田、金井原の 3 つの居住区が形成され、

江戸期に遡る茅葺主屋（鉄板覆い）が良く残る。分田及び金井原は、川沿いの狭隘な谷間に向かい合わせて立地し、右岸が金井原、左岸が分田である。山腹を流れる井手は新川地区及び田竈地区の中でも特に延長が長く、井手の下に棚田が展開し、それより下に宅地と道が置かれるという空間構成を明快に示す。分田、金井原では、旧往還道が良く残り、これに沿った宅地配置を基本とする。三寺拂では山腹に段上に宅地が築かれている。

《新川地区本村》：隈上川に沿って、上流より本村、妙見の2つの居住区が形成される。江戸期及び明治期の茅葺主屋（鉄板覆い）が良く残る。本村では旧往還道の位置を踏襲する県道及びそこから山に向かって分岐する道に沿って、比較的まばらに宅地が配される。一方、妙見は、旧往還道及び県道に沿って、宅地が密に集まり、その下流部には高御魂神社が置かれる。蛇行する川の向きに沿って主屋の棟を置く傾向が見られ、それに合わせてツボの位置も南東、南、南西と一様ではない。

③伝統的建造物等の特性

【歴史的風致を構成する主要要素】

保存地区の伝統的な建造物のうち、建築物の主要を成すものは、農家の主屋及び付属屋である。これらの中には、現在では公民館等の住居以外の用途で用いられているものも含まれる。また、神社建築、お堂、洋風建築、製材所施設等、当地の歴史的沿革や人々の生活、大工の技術等を伝える建築物が残る。

工作物では、棚田や宅地を成す石垣、石段、石碑・石祠・石仏や神社境内の鳥居・灯籠・狛犬等の石造物が、伝統的な建築物と一体的に歴史的風致を形成する。また、保存地区ではあまり見られないものの、大規模な敷地を囲う門や塀も歴史的風致の理解において重要である。

上記の伝統的な建造物と一体となって、隈上川上流沿いの山村集落としての歴史的風致の特徴をつくり上げているのが、井手（取水口である堰を含む。以下同じ。）、古道、生垣や庭園、樹木、イケ又はイケスと呼ばれる宅地内の池等である。

これらの伝統的な建造物等の特性については以下の通りである（「表4 伝統的建造物、環境物件の特性」を併せて参照）。

【伝統的建造物（建築物）の特性】

■主屋■

《屋根葺材》

保存地区には江戸時代から昭和前期までの茅葺主屋が良好に残る。葺材にはススキ、麦藁、稲藁等が用いられ、また、林業の発展に伴い、大正期頃からは軒先に杉皮を入れる、平葺に一部杉皮を混ぜる、平葺全面に茅葺の上から杉皮を葺く等の方法で、屋根の耐久性を増す工夫がなされた。戦後に林業が衰退し、茅葺や杉皮葺の職人が減少するなど茅葺屋根の維持が困難になり、現在では鉄板を被せているものが大半である。棟は、品軒を積み、杉皮で何重かに包んだ上から簀の子網竹で覆って半割竹で押さえ、千木竹をかけて飛棟竹を取り付けるものが、この地域でかつて見られた。

明治時代以降は瓦葺も普及した。普及の形態には二通り見られる。一つは、茅葺屋根の扱首組を解体し、梁組上に和小屋やトラスを組んで瓦を葺くもので、当地では「ツウガエ」と呼ばれている。もう一つは瓦葺での新築で、新川地区の内ヶ原には明治期の瓦葺主屋が2棟（明治28年及び明治40年）確認されており、保存地区では、大正11年に洋風で建築された旧平川病院や、大正12年建築の主屋

が早い事例として見られる。

《構造形式、外壁》

茅葺主屋は寄棟造、瓦葺主屋は入母屋造を基本とする。いずれも木造、真壁造とし、通常は平入りである。外壁は、荒壁や中塗でとめるものと、漆喰で仕上げるものの両方が見られ、腰壁に縦板やへしやいだ竹を張るものがある。木部は白木のままであるが、一部を弁柄で塗るものも見られる。

《間取りと階高》

間取りは、整形又は喰い違いの四間取りが多い。この場合、桁行5間～8間規模、梁間3.5～4.5間規模となり、ニワ（土間）に面して正面側にゴゼン（客間兼居間）、背面側にダイドコロ（茶の間）を置き、ゴゼンの奥にザシキ（座敷）を、ダイドコロの奥にナンド（寝室）を置くのが標準的である。ニワには、かつて、ダイドコロを降した所にクド（かまど）が置かれていた。

茅葺主屋の中には、ダイドコロやナンド上部の小屋の空間を物置や中二階の居室として利用するものが見られる。近代以降はニワ上部にも部屋を設けるなど二階が発達し、瓦葺主屋は一部二階建又は総二階建が大半を占める。

《柱間装置》

正面柱間装置は、ニワに幅1間程度の大戸を設けて入口とし、ゴゼンには障子の外側に落縁を設けて客人に対応し、ザシキには窓を設けてサマンコ（格子窓）をつけるか（以下、「サマンコ窓」と言う。）、縁を設けてその外側に障子と雨戸を建て込むのが一般的であったとされる。現在は、ゴゼン下手の戸口から客人を迎え入れる風習は残る一方、上手半分は屋内化してサマンコ窓を設けるものなどが多く見られる。また、ザシキに縁を設けるのが主流となり、縁は矩手に折れて、建物上手（ザシキ側）側面に設けられた便所へとつながる場合もある。

背面柱間装置は、ニワに裏口を設け、ダイドコロは障子と雨戸を建て込み、ナンドにはサマンコ窓を設けるのが周辺地域も含めた標準的な仕様とされるが、詳細は今後の痕跡調査に委ねられている。建物下手（ニワ側）側面は壁とするのが通例であるが、畜舎を付属屋とせず、庇を下ろして主屋に接続させる場合もあった。近代以降はダイドコロをニワ側に拡大して居室面積を増やす、便所や風呂、台所を設ける等の増改築がなされてきたようで、現在では、茅葺、瓦葺に関わらず、三方又は四方に瓦葺の下屋を張り出している主屋が多い。かつては杉皮葺とするものもあった。

《保存地区の特徴を成す四間取り以外の主屋》

保存地区の主屋には、前述の四間取り以外に、土間に面してゴゼンとナンドを並べる又は土間・ゴゼン・ザシキを一行に並べる二間取りのもの、ザシキを正面に張り出すもの、ナンドを背面に張り出すものなどが混じる。そのため、屋根は直屋を基本とするが、間取りに合わせて背面又は正面にL字又はT字に張り出すものが見られる。間取りが変則的なものには、江戸時代から明治時代前半にかけての古いものが多く含まれ、どちらかといえば、時代が降るにつれて四間取の形式が普及する傾向がうかがえる。重要文化財（建造物）平川家住宅主屋のように、前方に谷を持つように寄棟をコの字型に配するものも、当地では珍しい事例である。

■ 付属屋 ■

《納屋、小屋》

納屋は畜舎、農具置場、飼料置場等として複合的に使われ、便所や風呂が設けられる場合もあった。通常は桁行 3～4 間及び梁間 2～2.5 間程度の規模で、木造真壁造、二階建、切妻造、棧瓦葺、平入りである。正面には下屋庇が張り出す。かつては茅葺や杉皮葺のものもあったとされ、日森園には茅葺（鉄板覆い）の納屋が残る。外壁土壁に漆喰は施さず、必要に応じて板張り等を行う。

通常、一階の半分は壁を設けずに畜舎とし、半分は壁を回して正面に幅広の板戸を設けて物置とする。二階の階高は比較的低く、藁や簡単な農具が置かれていた。階段の設置は近年になってからで、それ以前は梯子が用いられていた。

時代が降ると、納屋の二階を居室として利用するものが増え、屋根を入母屋にする、二階の階高を高くする、意匠的な木製建具を多用する等、従来とは異なる外観も現れるようになった。

焚物小屋、風呂小屋等、生活上必要な機能を別棟として設ける場合には、用途に応じた規模をとりつつ、納屋に準じた形式で建てられている。

《土蔵》

土蔵は、桁行 3～4 間規模、梁間 2～2.5 間規模が通常で、二階建、切妻造、棧瓦葺である。外壁は漆喰で仕上げたものと荒壁又は中塗りでとめるものの両方が見られ、腰壁を板張りとするのが一般的である。また、軒裏を外壁と一体的に塗り込めるものと、置屋根として軒裏を露すものが交じる。平入り、妻入りの両方が見られ、いずれの場合も戸口に棧瓦葺の庇をかける。

■神社建築■

《高御魂神社》

本殿、幣殿、拝殿及び社務所が歴史的な建造物として残る。本殿は正長 2 年(1429)建築とされるが天正の戦禍後、貞享元年(1684)に再建され、拝殿も元禄 4 年(1691)の再建とされる。現在の本殿、幣殿、拝殿は、いずれも明治 30 年(1897)改築後の姿になる。

社務所の建築年は不明であるが、明治 30 年(1897)及び大正 3 年(1914)に改築され、現在に至る。

境内は、県道に分断されるものの、隈上川沿いの旧道より石段を上って参道とした地割も今に残る。

《諏訪神社》

本殿、幣殿、拝殿が歴史的な建造物として残る。諏訪神社は、元々、田竈地区馬場の北方に位置する諏訪山に建立され、経緯や時期は明らかではないが、現在の地に移転されたと伝えられる。移転後の社殿は寛文 3 年(1663)に焼失し、その翌年に再興された。現在の本殿は貞享 4 年(1687)改築、拝殿は享保元年(1716)改築の姿を基本とするが、昭和 37 年に屋根が銅板葺に改められた。

参道は隈上川の川上から入るものと、隈上川沿いから直交して入るものがあり、鳥居や旗立石及び石積など工作物も良く残されている。境内の池には井手の水が流れ込み、その水はさらに宅地尻を経て隈上川に流れ込む。

■お堂■

お堂は居住域よりも高い位置に置かれる傾向がうかがえ、形式は様々である。住民からの聞き取りにより、戦前の建築と確認されるものは、以下の通りである。

《田竈地区注連原のお堂》

桁行 2.5 間、梁間 2 間規模、木造、寄棟造、茅葺（鉄板覆い）、妻入りで、正面中央 1 間に観音開きに扉を設け、内部には弘法様、不動明王、釈迦如来、地藏菩薩を祀る。外壁は板壁で、両側面に格子窓を設ける。享保 2 年(1717)に勧進されたと伝わる。

なお、注連原に伝わる古文書「佛堂据置願」によると、阿弥陀如来地藏菩薩を祀る佛堂建設を福岡県令へ明治 18 年 2 月 28 日願い出たとある。これにより、お堂の建築年代は明治 18 年頃と推測される。

《田竈地区中村のお堂》

桁行 2 間、梁間 2 間規模、木造、入母屋造、瓦葺、妻入りで、正面中央間を開放とする。外壁は板壁である。以前は杉皮葺であったが、昭和 31 年 5 月 12 日に屋根が改修された。内部には御大師様、地藏様、観音様を祀る。なお、お堂の前面には、天保 4 年(1833)の銘がある石塔が残る。

《新川地区分田（三寺拂）のお堂》

桁行 2 間、梁間 2 間規模、木造、切妻造、瓦葺、妻入りで、四周に鉄板葺の庇を廻らす。背面を除く三面を開放とする。聞き取りから明治期の建築と推測されるが、昭和 39 年に改修により、杉皮葺が瓦葺に改められ、庇が取り付けられた。

《新川地区本村のお堂》

桁行 1.5 間、梁間 3 間規模、木造、入母屋造、瓦葺、妻入りで、背面を除く三面を開放とし正面に向拝をつける。内部には 5 体の石仏を祀る。聞き取りによれば、明治初期には建っていたとされる。

■洋風建築、製材所施設等■

新川地区及び田竈地区では、20 世紀初頭より製材所が地区内に開設され、住宅の建材供給の中核を担うようになった。この頃から規模の大きな入母屋造瓦葺の家屋が建ち始め、また、腕の立つ大工が地元で活躍するようになり、大正 11 年(1922)に建てられた洋風の病院建築と、昭和前期に建てた製材所施設（工場、事務所）が残る。

病院建築は、表側を診療所、裏側を住居とする住宅併用の施設で、木造、二階建、入母屋造、瓦葺、妻入りとする。正面外観は、中央部に張り出す寄棟造の玄関を軸に、ガラス窓を左右対称に配列し、白色に塗装した外壁下見板張り、と、こげ茶に塗装した木部との対比を際立たせる。洋風を強調した診療所部分に対し、背部の住宅部分は当地の伝統的な外観を成す。

製材所施設は工場と事務所から成る。工場は昭和 14 年の建築で、木造、平屋建、切妻造、瓦葺、平入りとし、クイーンポストトラスを応用した小屋組が、大空間を実現している。事務所は戦後の建築で、川にせり出すように建てられ、手前が事務室、川に面した奥は地階を設けて休憩室と宿直室になる。外壁をドイツ壁とする洋風な外観からなり、内部の事務室も洋風でまとめる。

【伝統的建造物（工作物）の特性】

■石垣■

棚田や宅地を造成するための石積を、当地では「石垣」と呼ぶ。石垣は、自然石の野面積みを基本とする。棚田と比較し、宅地を成す石垣は比較的整然と積まれている。

棚田の石垣は、時代や集落に応じて違いが見られる。明治 20 年以前の古い石垣は 20/100～25/100 を平均的な勾配とし、それ以降のものは 30/100～45/100 程度と若干緩くなる。また、高い石

垣は、上部と下部とで勾配が切り替わり、上部 1/3 程の部分がほぼ垂直に切り立つように積まれる。

積石は各集落でばらつきが見られる。例えば、新川地区本村では石の大きさは不均等で、棚田の築造にあたって出た石をそのまま使用しているようである。田竈地区日森園では丸い自然石を野面に積み、勾配の切り替わりがない直線的なものが見られる。新川地区分田では、巨石を急勾配で積むものが目立つ。

高い石垣では、「ゴボウ石」と呼ばれる突出した石が積まれ、新川地区分田及び本村で良く見られる。ゴボウ石は、石垣の手入れや清掃等のため、間隔をあけて横一列に、あるいは階段状に積まれるのが通例である。

■石造物■

保存地区には数々の石造物が残る。うち、山ノ神信仰の石祠は、入母屋屋根の形状をしたもので、集落の高台に位置している。また、道路沿いを中心に、多くの石仏が祀られている。その種類は、地藏菩薩、釈迦如来、薬師如来、弘法大師、阿弥陀如来、修行大師、不動明王、聖徳太子等、多様である。この他に、歴史を伝える石碑が各所に遺存する他、神社境内には参道の石段、鳥居、狛犬、灯籠、石塔、玉垣等の石造物が残る。

旧往還道や棚田畦道では自然石による石段が昔からの道の面影を伝える。

■門及び塀■

保存地区内では、敷地境界に門及び塀の囲障を設けないのが通常であるが、規模の大きな屋敷地は例外で、主屋や付属屋と共に、板塀や薬医門、腕木門等が一体的な景観を作り上げている。

【伝統的な建造物と一体となって歴史的風致を成す土地、自然物等の特徴】

■井手■

川幅いっぱいに石畳による堰を築き、河岸には石垣を施し、岩盤を開削するなどして、山腹の等高線に沿って緩やかな勾配の水路を敷設する。堰には河床に石畳を残す箇所もある。現在、水路の一部はU字溝や暗渠となっているものの、灌漑システムが全体として良好に残る。

■水路、池■

保存地区では、湧水や谷川から敷地内に水を引き込み、生活用水として貯水しておく「イケ」、「イケス」と呼ばれる小規模な池があり、簡易水道が敷かれる以前の水利用のあり方を伝えている。

■樹木、庭園■

保存地区には、隈上川沿いにクスの大木があり、また、神社境内にはスギやカヤの高木が社叢を成すなど、周辺の山林に植林されたものとは別に、道路沿いや隈上川沿いの景観を特徴付ける樹木が存在する。

また、当地では、敷地にゆとりがある場合、座敷に面して庭園を築くものがあり、主屋や付属屋、板塀、門等と共に一体的な景観を作り上げている。

④保存の方向とその内容

保存地区において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」として、また、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる土地や自然物等を「環境物件」として保存・活用し、あわせて歴史的景観を損ねている伝統的建造物以外の建造物の修景を進め、空地や空家の適切な利用を図り、当該保存地区の歴史的風致の維持、回復、向上を図る。

その際には、生活環境の向上やまちづくりの促進に寄与するよう、また、耐震や防火等の安全性が充実・強化するよう十分配慮し、歴史的風致に配慮した水害対策や法面保護等を含む地区防災の充実を図る。

さらに、保存地区の文化財的価値に対する理解が高まるよう、普及啓発に努める。

以上の取り組みは、保存地区の住民等と協力して進める。

3. 保存地区における伝統的建造物及びこれと一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件等の決定

①伝統的建造物

以下の建築物と工作物を「伝統的建造物」とする。

- ア) 建築物は、築後 50 年以上経過し、保存地区における伝統的建造物群の特性に合致する、又は、保存地区の歴史的風致の形成に寄与している建築の主屋及び付属屋、神社建築、お堂等で、表-1 及び図-2 に示すもの。
- イ) 工作物は、保存地区における伝統的な工法によりその諸特性をよく表している、又は、保存地区の歴史的風致の形成に寄与している石垣、石段、石造物、門、塀等で、表-2 及び図-3 に示すもの。

②環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる樹木、庭園、堰及び井手から形成される水路、池、旧道等で、表-3 及び図-4 に示すものを「環境物件」とする。

4. 保存地区における建築物等の保存整備計画

①伝統的建造物の修理は、以下の基準の適切な運用によって行う。

- ア) 伝統的建造物の修理は、主としてその外観（これと密接な関連を有する内部を含む）の特性を良好に維持することを基本とする。
- イ) 伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復する。
- ウ) 旧状が不明な部位については、保存地区内及びその周辺の類例に基づき整備する。
- エ) 伝統的建造物の外観の特性を良好に維持する上で必要と認められる場合には、伝統的な工法を尊重しつつ、構造の補強や防火性能の向上に努める。
- オ) 伝統的建造物のうち、特に重要なものについては、文化財指定の上、建物の全面的な保存修理も考慮する。

②保存地区内における建築物等の新築・増築・減築・改築、外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更、宅地の造成、土地の形質の変更、木竹の伐採・植栽等については、添付の許可基準（表-5）を適切に運用し、歴史的風致との調和に努める。

③保存地区内における建築物等の新築・増築・減築・改築、外観の変更を伴う修繕・模様替え・色彩の変更、宅地の造成等については、添付の補助基準（表-6）を適切に運用し、歴史的風致の維持、形成に努める。

④環境物件の復旧

環境物件の保存整備は、主として、現状の維持又は復旧を基本とする。

5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する計画

①管理施設等の整備

- ア) 保存地区の保存活動や来訪者との交流を支える管理施設を設置する。保存地区の管理上の相談、指導にあたりつつ、山村集落に係わる情報を一般に紹介する。また、保存地区の住民を中心とした町並みの学習、交流の場を提供し、まちづくり意識の向上を図る。
- イ) 保存地区の理解を深めるための説明板を設置する。
- ウ) 伝統的建造物のうち、可能なものについては買い上げや借り上げ等を行って内部まで復原整備し、積極的な公開を図る。
- エ) 庭園等の環境物件のうち、可能なものについては買い上げや借り上げ等を行って復旧整備し、積極的な公開を図る。

②防災施設等の整備

- ア) 保存地区の防災の向上と強化を図るため、総合的な防災計画を策定する。
- イ) 上記防災計画に基づき、必要な防災施設の設置に努める。施設の設置にあたっては、保存地区の歴史的風致に調和するデザインとする。
- ウ) 地区住民等による自主防災組織を結成し、防火パトロールや防災知識の普及、設備等の取り扱いの習熟及び避難経路の確保など、日常からの地区防災力の向上を図る。
- エ) 伝統的建造物の修理に際しては、耐震性の向上に努める。

③環境整備等

ア) 河川・水路の整備

保存地区を流れる河川や井手等の水系については、自然環境及び景観に配慮した護岸の整備により、身近な水際の回復に努めることで歴史的風致の維持と向上を図る。

イ) 石垣の保護

- ・ 棚田を形成する石垣の保護に努めるため、棚田オーナー制度の保存地区への拡充や、歴史的風致を維持する上で重要な農地の買い上げや借り上げ等により、農地の保全を図る。
- ・ 保存地区内で路面の舗装や側溝の改良等を行う場合は、工法、材料等に十分配慮し、沿道の石垣等の工作物の維持あるいは復旧に努める。

ウ) 電柱・架線等の整備

電力柱、電話柱、架線等の移設又は埋設等により、歴史的風致の形成を図る。

エ) 来訪者用駐車場等の整備と修景

保存地区内又はその近隣に、歴史的風致を損なわないように修景を施しつつ、来訪者用又は住民用の駐車場や誘導サイン等を設置し、保存地区の保存と活用の両立を図る。

6. 保存地区の保存のため特に必要と認められる助成措置等

①経費の補助

「4. 保存地区における建築物等の保存整備計画」に基づく事業に対し、別に定める「うきは市伝統的建造物群保存地区補助金交付規程」により必要な助成を行う。

②技術的援助

保存地区内の歴史的風致を維持、形成するため修理、復旧及び修景事業に必要な技術的援助を行う。

③建築物の新築、増築、改築、減築、移転等に係る設計相談

必要に応じて専門家による設計相談を行う。

④保存団体への助成

住民等により組織された保存団体の活動に要する経費に対し、必要な助成を行う。

⑤顕彰及び普及啓発

ア) 伝統的建造物の保存修理、伝統的建造物以外の建造物の修景等により、保存地区の保存に顕著な功績を残す優れた事業を実施した個人・団体・事業所等に対して、その顕彰に努める。

イ) 保存地区の歴史的風致を維持、形成するとともに、良好な生活環境の整備を円滑に進めるために、伝統的町並みの保存に対する普及啓発を図る。

7. 各種一覧表及び図面

表-1 伝統的建造物(建築物)

その1

保存番号	種別	員数	所在地	建築年	備考
新川					
MT-1	主屋	1棟	新川4427-1	江戸期	
MT-2	主屋	1棟	新川4364-2	明治前期	
MT-3	物置	1棟	新川4364-2	大正11年	
MT-4	主屋	1棟	新川4412-1	江戸期	
MT-5	主屋	1棟	新川4410-2	江戸期	
MT-6	主屋	1棟	新川4404-1	明治20年	
MT-7	土蔵	1棟	新川4404-1	大正10年	
MT-8	主屋	1棟	新川4381	明治40年	
MT-9	主屋	1棟	新川4383-1	大正3年	
MT-10	主屋	1棟	新川4402-1	大正6年	
MT-11	物置	1棟	新川4402-1	昭和2年	
MT-12	物置	1棟	新川4402-1	昭和前期	
MT-13	主屋	1棟	新川4387	明治45年	
MT-14	主屋	1棟	新川4397-1	嘉永6年	
MT-15	主屋	1棟	新川2570-1	昭和15年	
MT-16	物置	1棟	新川2570-1	昭和31年	
MT-17	主屋	1棟	新川4017-7	明治10年	
MT-18	物置	1棟	新川4017-7	昭和30年	
MT-19	主屋	1棟	新川4037	明治10年	
MT-20	主屋	1棟	新川4040	明治10年	
MT-21	土蔵	1棟	新川4039-2	大正9年	
MT-22	主屋	1棟	新川4002-3	明治5年	
MT-23	物置	1棟	新川4002-3	昭和4年	
MT-24	主屋	1棟	新川4001-1	昭和26年	
MT-25	主屋	1棟	新川3993-1	明治10年	
MT-26	物置	1棟	新川3993-1	昭和19年	
MT-27	堂	1棟	新川4043	明治期	本村お堂
MT-28	主屋	1棟	新川4017-7	明治25年	
MT-29	土蔵	1棟	新川4369-1	昭和15年	
MT-30	拝殿	1棟	新川4362-1	明治30年	高御魂神社
MT-31	幣殿	1棟	新川4362-1	明治30年	高御魂神社
MT-32	本殿	1棟	新川4362-1	明治30年	高御魂神社
MT-33	社務所	1棟	新川4362-1	大正3年	高御魂神社
MT-34	社	1棟	新川4362-1	明治期	皇大神宮(高御魂神社内)
MT-35	主屋	1棟	新川4409-1	明治30年	H25. 6. 10追加告示
BN-1	主屋	1棟	新川3953-2	明治10年	
BN-2	土蔵	1棟	新川3953-2	明治40年	
BN-3	主屋	1棟	新川3951	明治35年	
BN-4	物置	1棟	新川3951	昭和22年	
BN-5	主屋	1棟	新川3952-1	江戸期	
BN-6	物置	1棟	新川3952-1	昭和26年	
BN-7	主屋	1棟	新川3932-1	明治13年	
BN-8	土蔵	1棟	新川3932-1	明治19年	
BN-9	主屋	1棟	新川3918-1	江戸期	
BN-10	土蔵	1棟	新川3918-1	昭和13年	
BN-11	主屋	1棟	新川2780-1	江戸期	
BN-12	主屋	1棟	新川2790-1	昭和2年	
BN-13	主屋	1棟	新川2794	江戸期	H25. 6. 10削除告示
BN-14	主屋	1棟	新川2804-1	安政3年	
BN-15	離屋	1棟	新川2804-1	明治期	

表-1 伝統的建造物(建築物)

その2

保存番号	種別	員数	所在地	建築年	備考
BN-16	物置	1棟	新川2804-1	明治44年	
BN-17	土蔵	1棟	新川2804-1	明治6年	
BN-18	土蔵	1棟	新川2804-1	昭和30年	
BN-19	小屋	1棟	新川2804-1	明治44年	薪小屋
BN-20	小屋	1棟	新川2804-1	昭和26年	車庫
BN-21	土蔵	1棟	新川2815-1	明治22年	
BN-22	主屋	1棟	新川2830-1	昭和31年	
BN-23	主屋	1棟	新川2906	大正11年	
BN-24	主屋	1棟	新川2909-1	大正9年	
BN-25	物置	1棟	新川2909-1	大正12年	
BN-26	主屋	1棟	新川2920-1	大正11年	
BN-27	物置	1棟	新川2920-1	大正9年	
BN-28	主屋	1棟	新川2919-1	大正10年	
BN-29	主屋	1棟	新川2932	江戸期	
BN-30	物置	1棟	新川2932	昭和28年	
BN-31	主屋	1棟	新川2934-1	明治15年	
BN-32	主屋	1棟	新川3002	昭和10年	
BN-33	主屋	1棟	新川2902-1	昭和21年	
BN-34	堂	1棟	新川2931-1	明治期	三寺拂お堂
田 籠					
TG-1	主屋	1棟	田籠1421-6	大正10年	
TG-2	主屋	1棟	田籠1376-9	明治40年以前	
TG-3	主屋	1棟	田籠1376-5	昭和3年	
TG-4	主屋	1棟	田籠1376-2	大正元年	
TG-5	物置	1棟	田籠1376-2	昭和25年	
TG-6	主屋	1棟	田籠1355-1	昭和17年	
TG-7	土蔵	1棟	田籠1355-1	大正12年	
TG-8	物置	1棟	田籠1355-1	昭和23年	
TG-9	主屋	1棟	田籠1356-1	江戸末期	
TG-10	物置	1棟	田籠1356-1	昭和19年	
TG-11	主屋	1棟	田籠1357	明治31年	
TG-12	主屋	1棟	田籠1331-5	昭和10年	
TG-13	物置	1棟	田籠1331-5	昭和10年	
TG-14	主屋	1棟	田籠1371	明治期以前	
TG-15	物置	1棟	田籠1371	昭和26年	
TG-16	小屋	1棟	田籠1371	江戸期	厩舎
TG-17	主屋	1棟	田籠1369-1	明治16年	
TG-18	主屋	1棟	田籠1347	明治31年	
TG-19	主屋	1棟	田籠1339	大正12年	
TG-20	主屋	1棟	田籠1334-2	昭和15年	
TG-21	物置	1棟	田籠1334-2	昭和10年	
TG-22	本殿	1棟	田籠1368-1	貞享4年	諏訪神社
TG-23	拝殿	1棟	田籠1368-1	享保元年	諏訪神社
TG-24	幣殿	1棟	田籠1368-1	享保元年	諏訪神社
TG-25	主屋	1棟	田籠1302	昭和29年	
TG-26	物置	1棟	田籠1302	昭和29年	
TG-27	土蔵	1棟	田籠1302	明治39年	
TG-28	主屋	1棟	田籠1301-1	昭和2年	
TG-29	物置	1棟	田籠1301-1	大正3年	
TG-30	物置	1棟	田籠1291	昭和14年	

表-1 伝統的建造物(建築物)

その3

保存番号	種別	員数	所在地	建築年	備考
TG-31	土蔵	1棟	田籠1291	明治23年	
TG-32	主屋	1棟	田籠1296-1	大正12年	
TG-33	物置	1棟	田籠1296-1	昭和10年	
TG-34	主屋	1棟	田籠1294-1	昭和34年	
TG-35	土蔵	1棟	田籠1294-1	大正6年	
TG-36	主屋	1棟	田籠1207-1	昭和25年	
TG-37	主屋	1棟	田籠277	明治中期	
TG-38	主屋	1棟	田籠287-2	明治20年	
TG-39	主屋	1棟	田籠1189	明治10年	
TG-40	土蔵	1棟	田籠1189	明治42年	
TG-41	主屋	1棟	田籠1193-1	昭和27年	
TG-42	主屋	1棟	田籠1187	大正11年	
TG-43	主屋	1棟	田籠304-1	明治3年	
TG-44	主屋	1棟	田籠315	大正13年	
TG-45	物置	1棟	田籠315	昭和13年	
TG-46	主屋	1棟	田籠322	弘化頃	
TG-47	物置	1棟	田籠322	江戸期	
TG-48	土蔵	1棟	田籠322	大正15年	
TG-49	主屋	1棟	田籠1171-1	明治25年	
TG-50	物置	1棟	田籠1171-1	昭和26年	
TG-51	主屋	1棟	田籠376-1	安政5年	
TG-52	土蔵	1棟	田籠376-1	明治16年	
TG-53	物置	1棟	田籠376-1	安政5年以後	
TG-54	主屋	1棟	田籠383-1	1800年前後	
TG-55	物置	1棟	田籠383-1	明治中期	
TG-56	主屋	1棟	田籠381-1	江戸期	
TG-57	物置	1棟	田籠381-1	昭和31年	
TG-58	物置	1棟	田籠381-1	昭和31年	
TG-59	土蔵	1棟	田籠381-1	明治8年	
TG-60	土蔵	1棟	田籠389-2	大正14年	
TG-61	主屋	1棟	田籠1155	昭和16年	
TG-62	主屋	1棟	田籠894	明治18年	
TG-63	土蔵	1棟	田籠894	大正7年	
TG-64	主屋	1棟	田籠891-1	昭和17年	
TG-65	物置	1棟	田籠891-1	昭和20年	
TG-66	主屋	1棟	田籠417-1	大正11年	
TG-67	物置	1棟	田籠417-1	大正11年	
TG-68	小屋	1棟	田籠417-1	昭和40年頃	風呂・便所
TG-69	主屋	1棟	田籠875-1	明治23年	
TG-70	物置	1棟	田籠875-1	明治40年	
TG-71	物置	1棟	田籠309-1	昭和35年	
TG-72	主屋	1棟	田籠1107	明治35年	
TG-73	土蔵	1棟	田籠1107	大正12年	
TG-74	主屋	1棟	田籠1115	大正6年	
TG-75	物置	1棟	田籠1115	昭和29年	
TG-76	主屋	1棟	田籠1121	江戸期	
TG-77	主屋	1棟	田籠1129-1	明治10年	
TG-78	主屋	1棟	田籠1024-1	明治40年	
TG-79	主屋	1棟	田籠1139-1	明治30年	
TG-80	公民館	1棟	田籠1033-2	昭和40年頃	美住公民館

表-1 伝統的建造物(建築物)

その4

保存番号	種別	員数	所在地	建築年	備考
TG-81	主屋	1棟	田箒527	明治10年	
TG-82	物置	1棟	田箒527	昭和7年	
TG-83	主屋	1棟	田箒529-1	昭和27年	
TG-84	物置	1棟	田箒529-1	昭和37年	
TG-85	主屋	1棟	田箒524	明治4年	
TG-86	土蔵	1棟	田箒524	明治19年	
TG-87	物置	1棟	田箒524	明治35年	
TG-88	主屋	1棟	田箒516-1	明治20年	
TG-89	堂	1棟	田箒508-2	天保4年	中村お堂
TG-90	主屋	1棟	田箒666-2	明治40年	
TG-91	物置	1棟	田箒666-2	昭和30年	
TG-92	主屋	1棟	田箒673-1	江戸期	
TG-93	主屋	1棟	田箒686	明治12年	
TG-94	物置	1棟	田箒687	昭和13年	H25. 6. 10削除告示
TG-95	主屋	1棟	田箒729	江戸期	
TG-96	主屋	1棟	田箒727	明治11年	
TG-97	主屋	1棟	田箒725	昭和30年	
TG-98	土蔵	1棟	田箒670-4	明治期	
TG-99	堂	1棟	田箒645	明治18年頃	注連原お堂
TG-100	主屋	1棟	田箒396	明治11年	H27. 1. 13追加告示
TG-101	物置	1棟	田箒1340	昭和13年	R2. 2. 3追加告示

伝統的建造物（建築物）

種別	棟数
主屋	88
土蔵	22
物置	40
小屋	4
離屋	1
公民館	1
本殿	2
拝殿	2
幣殿	2
社務所	1
社	1
堂	4
総計	168

表-2 伝統的建造物(工作物)

その1

保存番号	種 別	員数	所 在 地	備考
M1	石垣	1構	新川 2541-1	
M2	石垣	1構	新川 2542-1	
M3	石垣	1構	新川 2542-1	
M4	石垣	1構	新川 2542-1	
M5	石垣	1構	新川 2542-2	
M6	石垣	1構	新川 2543-2	
M7	石垣	1構	新川 2543-3	
M8	石垣	1構	新川 2545	
M9	石垣	1構	新川 2546-1	
M10	石垣	1構	新川 2546-2	
M11	石垣	1構	新川 2547-1	
M12	石垣	1構	新川 2547-1	
M13	石垣	1構	新川 2547-2	
M14	石垣	1構	新川 2550	
M15	石垣	1構	新川 2551-1	
M16	石垣	1構	新川 2551-1	
M17	石垣	1構	新川 2551-2	
M18	石垣	1構	新川 2552	
M19	石垣	1構	新川 2552	
M20	石垣	1構	新川 2553	
M21	石垣	1構	新川 2553	
M22	石垣	1構	新川 2555	
M23	石垣	1構	新川 2556	
M24	石垣	1構	新川 2556	
M25	石垣	1構	新川 2556	
M26	石垣	1構	新川 2556	
M27	石垣	1構	新川 2556	
M28	石垣	1構	新川 2556	
M29	石垣	1構	新川 2556	
M30	石垣	1構	新川 2559-1	
M31	石垣	1構	新川 2559-2	
M32	石垣	1構	新川 2559-2	
M33	石垣	1構	新川 2559-2	
M34	石垣	1構	新川 2559-2	
M35	石垣	1構	新川 2559-2	
M36	石垣	1構	新川 2560	
M37	石垣	1構	新川 2560	
M38	石垣	1構	新川 2560	
M39	石垣	1構	新川 2561-1	
M40	石垣	1構	新川 2561-1	
M41	石垣	1構	新川 2561-1	
M42	石垣	1構	新川 2561-2	
M43	石垣	1構	新川 2562-1	
M44	石垣	1構	新川 2564	
M45	石垣	1構	新川 2564	
M46	石垣	1構	新川 2564	
M47	石垣	1構	新川 2564	
M48	石垣	1構	新川 2564	
M49	石垣	1構	新川 2565	
M50	石垣	1構	新川 2565	
M51	石垣	1構	新川 2565	
M52	石垣	1構	新川 2566	
M53	石垣	1構	新川 2567	
M54	石垣	1構	新川 2567	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その2

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
M55	石垣	1構	新川 2567	
M56	石垣	1構	新川 2567	
M57	石垣	1構	新川 2567	
M58	石垣	1構	新川 2570-1	
M59	石垣	1構	新川 2570-2	
M60	石垣	1構	新川 2570-2	
M61	石垣	1構	新川 2570-4	
M62	石垣	1構	新川 2571	
M63	石垣	1構	新川 2597	
M64	石垣	1構	新川 2574-1	
M65	石垣	1構	新川 2574-1	
M66	石垣	1構	新川 2584	
M67	石垣	1構	新川 2584	
M68	石垣	1構	新川 2584	
M69	石垣	1構	新川 2584	
M70	石垣	1構	新川 2585	
M71	石垣	1構	新川 2585	
M72	石垣	1構	新川 2585	
M73	石垣	1構	新川 2587	
M74	石垣	1構	新川 2587	
M75	石垣	1構	新川 2587	
M76	石垣	1構	新川 2587	
M77	石垣	1構	新川 2587	
M78	石垣	1構	新川 2587	
M79	石垣	1構	新川 2587	
M80	石垣	1構	新川 2587	
M81	石垣	1構	新川 2588	
M82	石垣	1構	新川 2588	
M83	石垣	1構	新川 2591-1	H25. 6. 10削除告示
M84	石垣	1構	新川 2591-1	H25. 6. 10削除告示
M85	石垣	1構	新川 2591-1	H25. 6. 10削除告示
M86	石垣	1構	新川 2593	
M87	石垣	1構	新川 2593	
M88	石垣	1構	新川 2594-1	
M89	石垣	1構	新川 2701	
M90	石垣	1構	新川 2702	
M91	石垣	1構	新川 2703-1	
M92	石垣	1構	新川 2703-1	
M93	石垣	1構	新川 2703-1	
M94	石垣	1構	新川 2703-1	
M95	石垣	1構	新川 2703-1	
M96	石垣	1構	新川 2704	
M97	石垣	1構	新川 2705-1	
M98	石垣	1構	新川 2706	
M99	石垣	1構	新川 2707	
M100	石垣	1構	新川 2707	
M101	石垣	1構	新川 2707	
M102	石垣	1構	新川 2708	
M103	石垣	1構	新川 2708	
M104	石垣	1構	新川 2713	
M105	石垣	1構	新川 2730-1	
M106	石垣	1構	新川 3976-1	
M107	石垣	1構	新川 3977-1	
M108	石垣	1構	新川 3977-1	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その3

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
M109	石垣	1構	新川3988-4	
M110	石垣	1構	新川3988-4	
M111	石垣	1構	新川3993-1	
M112	石垣	1構	新川3996-1	
M113	石垣	1構	新川3996-2	
M114	石垣	1構	新川3997	
M115	石垣	1構	新川3998	
M116	石垣	1構	新川3999-2	
M117	石垣	1構	新川3999-2	
M118	石垣	1構	新川4011	
M119	石垣	1構	新川4011	
M120	石垣	1構	新川4011	
M121	石垣	1構	新川4013	
M122	石垣	1構	新川4014	
M123	石垣	1構	新川4016-1	
M124	石垣	1構	新川4017-2	
M125	石垣	1構	新川4017-3	
M126	石垣	1構	新川4017-3	
M127	石垣	1構	新川4025-1, 4027-1	
M128	石垣	1構	新川4035-1, 4035-2	
M129	石垣	1構	新川4036-1	
M130	石垣	1構	新川4039-2	
M131	石垣	1構	新川4039-2	
M132	石垣	1構	新川4045-1	
M133	石垣	1構	新川4047-1	
M134	石垣	1構	新川4047-1	
M135	石垣	1構	新川4047-1	
M136	石垣	1構	新川4047-2	
M137	石垣	1構	新川4048	
M138	石垣	1構	新川4048	
M139	石垣	1構	新川4051	
M140	石垣	1構	新川4051	
M141	石垣	1構	新川4052-1	
M142	石垣	1構	新川4052-2	
M143	石垣	1構	新川4052-3	
M144	石垣	1構	新川4053	
M145	石垣	1構	新川4053	
M146	石垣	1構	新川4053	
M147	石垣	1構	新川4053	
M148	石垣	1構	新川4055	
M149	石垣	1構	新川4055	
M150	石垣	1構	新川4057	
M151	石垣	1構	新川4059	
M152	石垣	1構	新川4291	
M153	石垣	1構	新川4291	
M154	石垣	1構	新川4292	
M155	石垣	1構	新川4293	
M156	石垣	1構	新川4295	
M157	石垣	1構	新川4295	
M158	石垣	1構	新川4310-1	
M159	石垣	1構	新川4312-2	
M160	石垣	1構	新川4314	
M161	石垣	1構	新川4315	
M162	石垣	1構	新川4316	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その4

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
M163	石垣	1構	新川4320	
M164	石垣	1構	新川4321	
M165	石垣	1構	新川4324	
M166	石垣	1構	新川4325	
M167	石垣	1構	新川4325	
M168	石垣	1構	新川4326-2	
M169	石垣	1構	新川4327	
M170	石垣	1構	新川4327	
M171	石垣	1構	新川4328-1	
M172	石垣	1構	新川4362-1	
M173	石垣	1構	新川4362-1	
M174	石垣	1構	新川4362-1	
M175	石垣	1構	新川4362-1	
M176	石垣	1構	新川4362-1	
M177	石垣	1構	新川4362-1	
M178	石垣	1構	新川4362-1	
M179	石垣	1構	新川4362-2	
M180	石垣	1構	新川4363-1	
M181	石垣	1構	新川4364-2	
M182	石垣	1構	新川4364-3	
M183	石垣	1構	新川4364-3	
M184	石垣	1構	新川4364-3	
M185	石垣	1構	新川4370	
M186	石垣	1構	新川4370	
M187	石垣	1構	新川4370	
M188	石垣	1構	新川4370	
M189	石垣	1構	新川4370	
M190	石垣	1構	新川4370	
M191	石垣	1構	新川4373	
M192	石垣	1構	新川4377	
M193	石垣	1構	新川4377	
M194	石垣	1構	新川4378	
M195	石垣	1構	新川4386-1	
M196	石垣	1構	新川4386-2	
M197	石垣	1構	新川4386-2	
M198	石垣	1構	新川4386-2	
M199	石垣	1構	新川4387	
M200	石垣	1構	新川4387	
M201	石垣	1構	新川4389	
M202	石垣	1構	新川4392	
M203	石垣	1構	新川4393	
M204	石垣	1構	新川4393	
M205	石垣	1構	新川4393	
M206	石垣	1構	新川4394-1	
M207	石垣	1構	新川4394-1	
M208	石垣	1構	新川4394-2	
M209	石垣	1構	新川4394-2	
M210	石垣	1構	新川4394-2	
M211	石垣	1構	新川4396	
M212	石垣	1構	新川4397-1	
M213	石垣	1構	新川4398-1	
M214	石垣	1構	新川4399-1	
M215	石垣	1構	新川4404-1	
M216	石垣	1構	新川4405-1	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その5

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
M217	石垣	1構	新川4407-1	
M218	石垣	1構	新川4407-2	
M219	石垣	1構	新川4408	
M220	石垣	1構	新川4409-3	
M221	石垣	1構	新川4410-1	
M222	石垣	1構	新川4410-2	
M223	石垣	1構	新川4411	
M224	石垣	1構	新川4413-1	
M225	石垣	1構	新川4415	
M226	石垣	1構	新川4418-1	
M227	石垣	1構	新川4419-1, 2, 3, 4420-5	
M228	石垣	1構	新川4423-1	
M229	石垣	1構	新川4425-1	
M230	石垣	1構	新川2546-1	
M231	石垣	1構	新川2571	
M232	石垣	1構	新川2705-2	
M233	石垣	1構	新川4369-2	
B1	石垣	1構	新川2740	
B2	石垣	1構	新川2741	
B3	石垣	1構	新川2742, 2743	
B4	石垣	1構	新川2743	
B5	石垣	1構	新川2745	
B6	石垣	1構	新川2746	
B7	石垣	1構	新川2746	
B8	石垣	1構	新川2746	
B9	石垣	1構	新川2747	
B10	石垣	1構	新川2747	
B11	石垣	1構	新川2747	
B12	石垣	1構	新川2748	
B13	石垣	1構	新川2748	
B14	石垣	1構	新川2748	
B15	石垣	1構	新川2748	
B16	石垣	1構	新川2748	
B17	石垣	1構	新川2748	
B18	石垣	1構	新川2748	
B19	石垣	1構	新川2749付近上の水路部	
B20	石垣	1構	新川2749	
B21	石垣	1構	新川2749	
B22	石垣	1構	新川2750-1	
B23	石垣	1構	新川2750-1	
B24	石垣	1構	新川2752	
B25	石垣	1構	新川2752	
B26	石垣	1構	新川2752	
B27	石垣	1構	新川2752	
B28	石垣	1構	新川2752	
B29	石垣	1構	新川2753-3	
B30	石垣	1構	新川2756-1	
B31	石垣	1構	新川2757	
B32	石垣	1構	新川2758	
B33	石垣	1構	新川2759	
B34	石垣	1構	新川2763-3	
B35	石垣	1構	新川2763-3	
B36	石垣	1構	新川2767-1	
B37	石垣	1構	新川2767-1	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その6

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
B38	石垣	1構	新川 2767-1	
B39	石垣	1構	新川 2767-1	
B40	石垣	1構	新川 2767-1	
B41	石垣	1構	新川 2767-1	
B42	石垣	1構	新川 2767-1	
B43	石垣	1構	新川 2767-1	
B44	石垣	1構	新川 2768	
B45	石垣	1構	新川 2768	
B46	石垣	1構	新川 2769-1	
B47	石垣	1構	新川 2769-1	
B48	石垣	1構	新川 2769-1	
B49	石垣	1構	新川 2769-1	
B50	石垣	1構	新川 2769-2	
B51	石垣	1構	新川 2769-2	
B52	石垣	1構	新川 2769-3	
B53	石垣	1構	新川 2771	
B54	石垣	1構	新川 2771	
B55	石垣	1構	新川 2771	
B56	石垣	1構	新川 2771	
B57	石垣	1構	新川 2771	
B58	石垣	1構	新川 2771	
B59	石垣	1構	新川 2780-3	
B60	石垣	1構	新川 2782-1	
B61	石垣	1構	新川 2782-1	
B62	石垣	1構	新川 2783	
B63	石垣	1構	新川 2783	
B64	石垣	1構	新川 2784-2	
B65	石垣	1構	新川 2785	
B66	石垣	1構	新川 2785	
B67	石垣	1構	新川 2785	
B68	石垣	1構	新川 2785	
B69	石垣	1構	新川 2785	
B70	石垣	1構	新川 2785	
B71	石垣	1構	新川 2785	
B72	石垣	1構	新川 2787	
B73	石垣	1構	新川 2789	
B74	石垣	1構	新川 2788	
B75	石垣	1構	新川 2790-1	
B76	石垣	1構	新川 2790-2	
B77	石垣	1構	新川 2790-2	
B78	石垣	1構	新川 2790-2	
B79	石垣	1構	新川 2792-1	
B80	石垣	1構	新川 2794	
B81	石垣	1構	新川 2796	
B82	石垣	1構	新川 2796	
B83	石垣	1構	新川 2797	
B84	石垣	1構	新川 2797	
B85	石垣	1構	新川 2799-1	
B86	石垣	1構	新川 2799-2	
B87	石垣	1構	新川 2800-3	
B88	石垣	1構	新川 2800-3	
B89	石垣	1構	新川 2800-4	
B90	石垣	1構	新川 2802	
B91	石垣	1構	新川 2802	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その7

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
B92	石垣	1構	新川 2802	
B93	石垣	1構	新川 2802	
B94	石垣	1構	新川 2803-1	
B95	石垣	1構	新川 2803-1	
B96	石垣	1構	新川 2803-3	
B97	石垣	1構	新川 2803-3	
B98	石垣	1構	新川 2804-1	
B99	石垣	1構	新川 2804-3	
B100	石垣	1構	新川 2804-3	
B101	石垣	1構	新川 2805-1	
B102	石垣	1構	新川 2805-2	
B103	石垣	1構	新川 2807	
B104	石垣	1構	新川 2808-1	
B105	石垣	1構	新川 2808-1	
B106	石垣	1構	新川 2808-1	
B107	石垣	1構	新川 2808-1	
B108	石垣	1構	新川 2808-1	
B109	石垣	1構	新川 2808-1	
B110	石垣	1構	新川 2808-1	
B111	石垣	1構	新川 2809-1	
B112	石垣	1構	新川 2809-1	
B113	石垣	1構	新川 2809-1	
B114	石垣	1構	新川 2809-1	
B115	石垣	1構	新川 2809-1	
B116	石垣	1構	新川 2809-1	
B117	石垣	1構	新川 2812	
B118	石垣	1構	新川 2812	
B119	石垣	1構	新川 2812	
B120	石垣	1構	新川 2812	
B121	石垣	1構	新川 2812	
B122	石垣	1構	新川 2812	
B123	石垣	1構	新川 2813	
B124	石垣	1構	新川 2822-1	
B125	石垣	1構	新川 2822-2	
B126	石垣	1構	新川 2822-6	
B127	石垣	1構	新川 2823-1	
B128	石垣	1構	新川 2823-2	
B129	石垣	1構	新川 2823-2	
B130	石垣	1構	新川 2824-1	
B131	石垣	1構	新川 2824-2	
B132	石垣	1構	新川 2824-4	
B133	石垣	1構	新川 2824-4	
B134	石垣	1構	新川 2824-5	
B135	石垣	1構	新川 2825-1	
B136	石垣	1構	新川 2825-2	
B137	石垣	1構	新川 2825-4	
B138	石垣	1構	新川 2825-6	
B139	石垣	1構	新川 2826-1	
B140	石垣	1構	新川 2826-2	
B141	石垣	1構	新川 2826-2	
B142	石垣	1構	新川 2826-3	
B143	石垣	1構	新川 2826-3	
B144	石垣	1構	新川 2827-1	
B145	石垣	1構	新川 2827-3	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その8

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
B146	石垣	1構	新川 2828-1	
B147	石垣	1構	新川 2828-1	
B148	石垣	1構	新川 2828-1	
B149	石垣	1構	新川 2828-1	
B150	石垣	1構	新川 2828-1	
B151	石垣	1構	新川 2828-1	
B152	石垣	1構	新川 2828-3	
B153	石垣	1構	新川 2828-6	
B154	石垣	1構	新川 2828-7	
B155	石垣	1構	新川 2829-1	
B156	石垣	1構	新川 2829-1	
B157	石垣	1構	新川 2830-1	
B158	石垣	1構	新川 2830-1	
B159	石垣	1構	新川 2830-2	
B160	石垣	1構	新川 2832-1, 2833	
B161	石垣	1構	新川 2837-1	
B162	石垣	1構	新川 2841-1	
B163	石垣	1構	新川 2842-1	
B164	石垣	1構	新川 2842-1	
B165	石垣	1構	新川 2861-1	
B166	石垣	1構	新川 2862-1	
B167	石垣	1構	新川 2870	
B168	石垣	1構	新川 2870	
B169	石垣	1構	新川 2870	
B170	石垣	1構	新川 2870	
B171	石垣	1構	新川 2870	
B172	石垣	1構	新川 2871-1	
B173	石垣	1構	新川 2871-4	
B174	石垣	1構	新川 2872-1	
B175	石垣	1構	新川 2872-1	
B176	石垣	1構	新川 2872-3	
B177	石垣	1構	新川 2872-3	
B178	石垣	1構	新川 2872-4	
B179	石垣	1構	新川 2872-4	
B180	石垣	1構	新川 2872-5	
B181	石垣	1構	新川 2872-6	
B182	石垣	1構	新川 2873-2	
B183	石垣	1構	新川 2873-2	
B184	石垣	1構	新川 2882-2	
B185	石垣	1構	新川 2882-2	
B186	石垣	1構	新川 2882-2	
B187	石垣	1構	新川 2882-2	
B188	石垣	1構	新川 2882-2	
B189	石垣	1構	新川 2882-2	
B190	石垣	1構	新川 2882-2	
B191	石垣	1構	新川 2882-2	
B192	石垣	1構	新川 2882-2	
B193	石垣	1構	新川 2882-2	
B194	石垣	1構	新川 2883-1	
B195	石垣	1構	新川 2883-1	
B196	石垣	1構	新川 2883-1	
B197	石垣	1構	新川 2889-3	
B198	石垣	1構	新川 2891-1	
B199	石垣	1構	新川 2893-1	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その9

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
B200	石垣	1構	新川 2894-1	
B201	石垣	1構	新川 2894-6	
B202	石垣	1構	新川 2894-7	
B203	石垣	1構	新川 2894-10	
B204	石垣	1構	新川 2894-10	
B205	石垣	1構	新川 2895-1	
B206	石垣	1構	新川 2895-1	
B207	石垣	1構	新川 2896-1	
B208	石垣	1構	新川 2896-1	
B209	石垣	1構	新川 2896-1	
B210	石垣	1構	新川 2897-1	
B211	石垣	1構	新川 2897-3	
B212	石垣	1構	新川 2898-1	
B213	石垣	1構	新川 2898-1	
B214	石垣	1構	新川 2899-1	
B215	石垣	1構	新川 2899-1	
B216	石垣	1構	新川 2900	
B217	石垣	1構	新川 2901-1	
B218	石垣	1構	新川 2901-1	
B219	石垣	1構	新川 2906	
B220	石垣	1構	新川 2908	
B221	石垣	1構	新川 2909-1	
B222	石垣	1構	新川 2911-1	
B223	石垣	1構	新川 2915-1	
B224	石垣	1構	新川 2915-1	
B225	石垣	1構	新川 2916-1	
B226	石垣	1構	新川 2919-1	
B227	石垣	1構	新川 2919-1	
B228	石垣	1構	新川 2920-1	
B229	石垣	1構	新川 2925-3	
B230	石垣	1構	新川 2927	
B231	石垣	1構	新川 2927	
B232	石垣	1構	新川 2927	
B233	石垣	1構	新川 2931-1	
B234	石垣	1構	新川 2931-2	
B235	石垣	1構	新川 2931-3	
B236	石垣	1構	新川 2932	
B237	石垣	1構	新川 2932	
B238	石垣	1構	新川 2933	
B239	石垣	1構	新川 2934-1	
B240	石垣	1構	新川 2934-1	
B241	石垣	1構	新川 2934-1	
B242	石垣	1構	新川 2935	
B243	石垣	1構	新川 2936-1	
B244	石垣	1構	新川 2936-1	
B245	石垣	1構	新川 2936-1	
B246	石垣	1構	新川 2939	
B247	石垣	1構	新川 2940-1	
B248	石垣	1構	新川 2941-1	
B249	石垣	1構	新川 2941-1	
B250	石垣	1構	新川 2941-1	
B251	石垣	1構	新川 2941-2	
B252	石垣	1構	新川 2942-1	
B253	石垣	1構	新川 2942-2	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その10

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
B254	石垣	1構	新川 2942-2	
B255	石垣	1構	新川 2942-2	
B256	石垣	1構	新川 3004-1	
B257	石垣	1構	新川 3004-1	
B258	石垣	1構	新川 3004-1	
B259	石垣	1構	新川 3004-1	
B260	石垣	1構	新川 3733-1	
B261	石垣	1構	新川 3735	
B262	石垣	1構	新川 3736	
B263	石垣	1構	新川 3736	
B264	石垣	1構	新川 3737	
B265	石垣	1構	新川 3737	
B266	石垣	1構	新川 3738	
B267	石垣	1構	新川 3738	
B268	石垣	1構	新川 3739	
B269	石垣	1構	新川 3740-1	
B270	石垣	1構	新川 3740-2	
B271	石垣	1構	新川 3740-2	
B272	石垣	1構	新川 3740-2	
B273	石垣	1構	新川 3741-1	
B274	石垣	1構	新川 3741-3	
B275	石垣	1構	新川 3768-1	
B276	石垣	1構	新川 3769	
B277	石垣	1構	新川 3769	
B278	石垣	1構	新川 3770-1	
B279	石垣	1構	新川 3770-1	
B280	石垣	1構	新川 3770-2	
B281	石垣	1構	新川 3770-2	
B282	石垣	1構	新川 3771	
B283	石垣	1構	新川 3772-1	
B284	石垣	1構	新川 3772-1	
B285	石垣	1構	新川 3772-1	
B286	石垣	1構	新川 3773-2	
B287	石垣	1構	新川 3773-2	
B288	石垣	1構	新川 3773-2	
B289	石垣	1構	新川 3773-3	
B290	石垣	1構	新川 3780-5	
B291	石垣	1構	新川 3784	
B292	石垣	1構	新川 3785-1	
B293	石垣	1構	新川 3899-1	
B294	石垣	1構	新川 3899-1	
B295	石垣	1構	新川 3904-1	
B296	石垣	1構	新川 3905	
B297	石垣	1構	新川 3905	
B298	石垣	1構	新川 3905	
B299	石垣	1構	新川 3905	
B300	石垣	1構	新川 3905	
B301	石垣	1構	新川 3905	
B302	石垣	1構	新川 3905	
B303	石垣	1構	新川 3910	
B304	石垣	1構	新川 3911-1	
B305	石垣	1構	新川 3911-1	
B306	石垣	1構	新川 3911-1	
B307	石垣	1構	新川 3912-1	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その11

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
B308	石垣	1構	新川3913-1	
B309	石垣	1構	新川3917	
B310	石垣	1構	新川3918-1	
B311	石垣	1構	新川3919-1	
B312	石垣	1構	新川3924	
B313	石垣	1構	新川3925	
B314	石垣	1構	新川3925	
B315	石垣	1構	新川3926	
B316	石垣	1構	新川3926	
B317	石垣	1構	新川3927	
B318	石垣	1構	新川3929-1	
B319	石垣	1構	新川3934	
B320	石垣	1構	新川3935	
B321	石垣	1構	新川3935	
B322	石垣	1構	新川3951	
B323	石垣	1構	新川3951	
B324	石垣	1構	新川3952-1	
B325	石垣	1構	新川3952-1	
B326	石垣	1構	新川3953-1	
B327	石垣	1構	新川3953-1	
B328	石垣	1構	新川3953-1	
B329	石垣	1構	新川3953-1	
B330	石垣	1構	新川3953-1	
B331	石垣	1構	新川3953-1	
B332	石垣	1構	新川3953-1	
B333	石垣	1構	新川3953-1	
B334	石垣	1構	新川3957	
B335	石垣	1構	新川3957	
B336	石垣	1構	新川3957	
B337	石垣	1構	新川3957	
B338	石垣	1構	新川3957	
B339	石垣	1構	新川3957	
B340	石垣	1構	新川3961-1	
B341	石垣	1構	新川3961-1	
B342	石垣	1構	新川3961-1, 3961-4	
B343	石垣	1構	新川3964-1	
B344	石垣	1構	新川3964-1	
B345	石垣	1構	新川3964-1	
B346	石垣	1構	新川3964-1	
B347	石垣	1構	新川3964-1	
B348	石垣	1構	新川2825-5	
B349	石垣	1構	新川2825-7	
B350	石垣	1構	新川2825-8	
B351	石垣	1構	新川2897-2	
T1	石垣	1構	田籠1-4	
T2	石垣	1構	田籠227	
T3	石垣	1構	田籠236-1	
T4	石垣	1構	田籠238	
T5	石垣	1構	田籠240	
T6	石垣	1構	田籠242	
T7	石垣	1構	田籠246-1	
T8	石垣	1構	田籠247	
T9	石垣	1構	田籠247	
T10	石垣	1構	田籠251-1	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その12

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
T11	石垣	1構	田籠252	H25. 6. 10削除告示
T12	石垣	1構	田籠253-1	
T13	石垣	1構	田籠253-4, 253-2	
T14	石垣	1構	田籠255-1	
T15	石垣	1構	田籠257-3	
T16	石垣	1構	田籠257-3	
T17	石垣	1構	田籠259	
T18	石垣	1構	田籠259	
T19	石垣	1構	田籠260	
T20	石垣	1構	田籠261	
T21	石垣	1構	田籠266-2	
T22	石垣	1構	田籠268	
T23	石垣	1構	田籠269	
T24	石垣	1構	田籠270	
T25	石垣	1構	田籠271-1	
T26	石垣	1構	田籠271-1	
T27	石垣	1構	田籠271-1	
T28	石垣	1構	田籠271-2	
T29	石垣	1構	田籠274-1	
T30	石垣	1構	田籠275-1	
T31	石垣	1構	田籠276	
T32	石垣	1構	田籠277	
T33	石垣	1構	田籠280-2	
T34	石垣	1構	田籠285-1	
T35	石垣	1構	田籠286-1	
T36	石垣	1構	田籠286-1	
T37	石垣	1構	田籠287-2	
T38	石垣	1構	田籠288	
T39	石垣	1構	田籠300	
T40	石垣	1構	田籠304-1	
T41	石垣	1構	田籠308-2	
T42	石垣	1構	田籠309-1	
T43	石垣	1構	田籠311-1	
T44	石垣	1構	田籠315	
T45	石垣	1構	田籠322	
T46	石垣	1構	田籠323	
T47	石垣	1構	田籠323	
T48	石垣	1構	田籠325-1	
T49	石垣	1構	田籠329-1	
T50	石垣	1構	田籠376-1	
T51	石垣	1構	田籠381-1	
T52	石垣	1構	田籠383-1	
T53	石垣	1構	田籠383-2	
T54	石垣	1構	田籠384-2	
T55	石垣	1構	田籠399-1	
T56	石垣	1構	田籠399-1	
T57	石垣	1構	田籠404-2	
T58	石垣	1構	田籠404-2	
T59	石垣	1構	田籠404-2	
T60	石垣	1構	田籠404-2	
T61	石垣	1構	田籠404-2	
T62	石垣	1構	田籠404-3	
T63	石垣	1構	田籠407	
T64	石垣	1構	田籠407	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その13

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
T65	石垣	1構	田籠407	
T66	石垣	1構	田籠407	
T67	石垣	1構	田籠409-1	
T68	石垣	1構	田籠417-1	
T69	石垣	1構	田籠418	
T70	石垣	1構	田籠499	
T71	石垣	1構	田籠500	
T72	石垣	1構	田籠513	
T73	石垣	1構	田籠513	
T74	石垣	1構	田籠521	
T75	石垣	1構	田籠522	
T76	石垣	1構	田籠524	
T77	石垣	1構	田籠534-1	
T78	石垣	1構	田籠548-1	
T79	石垣	1構	田籠548-1	
T80	石垣	1構	田籠549-1	
T81	石垣	1構	田籠549-1	
T82	石垣	1構	田籠551-1	
T83	石垣	1構	田籠557-1	
T84	石垣	1構	田籠557-2	
T85	石垣	1構	田籠564	
T86	石垣	1構	田籠565	
T87	石垣	1構	田籠566	
T88	石垣	1構	田籠571-1	
T89	石垣	1構	田籠571-1	
T90	石垣	1構	田籠571-1	
T91	石垣	1構	田籠572-1	
T92	石垣	1構	田籠572-1	
T93	石垣	1構	田籠572-1	
T94	石垣	1構	田籠572-1	
T95	石垣	1構	田籠573-1	
T96	石垣	1構	田籠575-1	
T97	石垣	1構	田籠575-1	
T98	石垣	1構	田籠575-1	
T99	石垣	1構	田籠576-1	
T100	石垣	1構	田籠577-1	
T101	石垣	1構	田籠649-1	
T102	石垣	1構	田籠664	
T103	石垣	1構	田籠665	
T104	石垣	1構	田籠666-1	
T105	石垣	1構	田籠669-2	
T106	石垣	1構	田籠674-1	
T107	石垣	1構	田籠675	
T108	石垣	1構	田籠684	
T109	石垣	1構	田籠685	
T110	石垣	1構	田籠688-1	H25. 6. 10削除告示
T111	石垣	1構	田籠690-1	H25. 6. 10削除告示
T112	石垣	1構	田籠690-1	H25. 6. 10削除告示
T113	石垣	1構	田籠690-1	H25. 6. 10削除告示
T114	石垣	1構	田籠690-1	H25. 6. 10削除告示
T115	石垣	1構	田籠691	
T116	石垣	1構	田籠692	
T117	石垣	1構	田籠862	
T118	石垣	1構	田籠865-2	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その14

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
T119	石垣	1構	田籠867	
T120	石垣	1構	田籠872	
T121	石垣	1構	田籠873	
T122	石垣	1構	田籠874	
T123	石垣	1構	田籠875-1	
T124	石垣	1構	田籠876-1	
T125	石垣	1構	田籠878-1	
T126	石垣	1構	田籠878-1	
T127	石垣	1構	田籠878-1	
T128	石垣	1構	田籠879-1	
T129	石垣	1構	田籠879-1	
T130	石垣	1構	田籠880-1	
T131	石垣	1構	田籠881-1	
T132	石垣	1構	田籠884-1	
T133	石垣	1構	田籠894	
T134	石垣	1構	田籠895	
T135	石垣	1構	田籠898-1	
T136	石垣	1構	田籠898-3	
T137	石垣	1構	田籠1022	
T138	石垣	1構	田籠1023-1	
T139	石垣	1構	田籠1024-1	
T140	石垣	1構	田籠1024-2	
T141	石垣	1構	田籠1033-2	
T142	石垣	1構	田籠1033-2	
T143	石垣	1構	田籠1102	
T144	石垣	1構	田籠1102	
T145	石垣	1構	田籠1103-2	
T146	石垣	1構	田籠1104	
T147	石垣	1構	田籠1105-1	
T148	石垣	1構	田籠1105-2	
T149	石垣	1構	田籠1107	
T150	石垣	1構	田籠1107	
T151	石垣	1構	田籠1108	
T152	石垣	1構	田籠1109	
T153	石垣	1構	田籠1110-1	
T154	石垣	1構	田籠1111	
T155	石垣	1構	田籠1112	
T156	石垣	1構	田籠1113	
T157	石垣	1構	田籠1114	
T158	石垣	1構	田籠1114	
T159	石垣	1構	田籠1114	
T160	石垣	1構	田籠1115	
T161	石垣	1構	田籠1120	
T162	石垣	1構	田籠1121	
T163	石垣	1構	田籠1121	
T164	石垣	1構	田籠1121	
T165	石垣	1構	田籠1123	
T166	石垣	1構	田籠1125-1	
T167	石垣	1構	田籠1125-1	
T168	石垣	1構	田籠1126-1, 1127	
T169	石垣	1構	田籠1129-1	
T170	石垣	1構	田籠1129-2	
T171	石垣	1構	田籠1129-3	
T172	石垣	1構	田籠1129-4	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その15

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
T173	石垣	1構	田籠1131	
T174	石垣	1構	田籠1134	
T175	石垣	1構	田籠1135	
T176	石垣	1構	田籠1136	
T177	石垣	1構	田籠1139-1	
T178	石垣	1構	田籠1139-1	
T179	石垣	1構	田籠1140-1	
T180	石垣	1構	田籠1142-1	
T181	石垣	1構	田籠1149-1	
T182	石垣	1構	田籠1149-1	
T183	石垣	1構	田籠1161-1	
T184	石垣	1構	田籠1163	
T185	石垣	1構	田籠1171-2	
T186	石垣	1構	田籠1171-2	
T187	石垣	1構	田籠1172-1	
T188	石垣	1構	田籠1172-1	
T189	石垣	1構	田籠1172-1	
T190	石垣	1構	田籠1172-1	
T191	石垣	1構	田籠1193-1	
T192	石垣	1構	田籠1200-1	
T193	石垣	1構	田籠1200-3	
T194	石垣	1構	田籠1207-1	
T195	石垣	1構	田籠1207-1	
T196	石垣	1構	田籠1207-3	
T197	石垣	1構	田籠1213-7	
T198	石垣	1構	田籠1218-1	
T199	石垣	1構	田籠1274-1	
T200	石垣	1構	田籠1275-1	
T201	石垣	1構	田籠1279-3	
T202	石垣	1構	田籠1280-2	
T203	石垣	1構	田籠1286-1	
T204	石垣	1構	田籠1288-1	
T205	石垣	1構	田籠1290-2	
T206	石垣	1構	田籠1302	
T207	石垣	1構	田籠1304-2	
T208	石垣	1構	田籠1304-2	
T209	石垣	1構	田籠1304-5	
T210	石垣	1構	田籠1304-5	
T211	石垣	1構	田籠1304-6	
T212	石垣	1構	田籠1329-2	
T213	石垣	1構	田籠1329-2	
T214	石垣	1構	田籠1330-3	
T215	石垣	1構	田籠1330-3	
T216	石垣	1構	田籠1330-3	
T217	石垣	1構	田籠1330-5	
T218	石垣	1構	田籠1333-1	
T219	石垣	1構	田籠1334-6	
T220	石垣	1構	田籠1335-1	
T221	石垣	1構	田籠1335-4	
T222	石垣	1構	田籠1335-4	
T223	石垣	1構	田籠1338-1, 1341	
T224	石垣	1構	田籠1343	
T225	石垣	1構	田籠1343	
T226	石垣	1構	田籠1344	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その16

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
T227	石垣	1構	田籠1345-1	
T228	石垣	1構	田籠1346	
T229	石垣	1構	田籠1346	
T230	石垣	1構	田籠1368-1	
T231	石垣	1構	田籠1369-1	
T232	石垣	1構	田籠1371	
T233	石垣	1構	田籠1372-2	
T234	石垣	1構	田籠1376-4	
T235	石垣	1構	田籠1377	
T236	石垣	1構	田籠1378	
T237	石垣	1構	田籠1380-1	
T238	石垣	1構	田籠1380-1	
T239	石垣	1構	田籠1382	
T240	石垣	1構	田籠1403	
T241	石垣	1構	田籠1404-1	
T242	石垣	1構	田籠1380-3, 1404-2	
T243	石垣	1構	田籠1405	
T244	石垣	1構	田籠257-1	
T245	石垣	1構	田籠244	
R1	石垣	1構	田籠898-3付近	
R2	石垣	1構	新川2566付近	
R3	石垣	1構	新川4409-3付近	
R4	石垣	1構	新川4410-1付近	
R5	石垣	1構	新川4415付近	
R6	石垣	1構	新川4428-1付近	
R7	石垣	1構	新川2545付近	
R8	石垣	1構	新川2570-4付近	
R9	石垣	1構	新川2796付近	
R10	石垣	1構	新川2735-1付近	
R11	石垣	1構	新川3733-1付近	
R12	石垣	1構	新川3733-1付近	
R13	石垣	1構	新川3005-9付近	
R14	石垣	1構	新川2894-3付近	
R15	石垣	1構	新川2894-7付近	
R16	石垣	1構	新川2896-1付近	
R17	石垣	1構	新川2896-1付近	
R18	石垣	1構	新川2911-1付近	
R19	石垣	1構	新川2895-1付近	
R20	石垣	1構	新川3921付近	
R21	石垣	1構	新川3922-3付近	
R22	石垣	1構	新川2776付近	
R23	石垣	1構	新川2743付近	
R24	石垣	1構	新川2785付近	
R25	石垣	1構	新川2804-1付近	
R26	石垣	1構	新川2813付近	
R27	石垣	1構	新川2815-1付近	
R28	石垣	1構	新川2822-2付近	
R29	石垣	1構	新川2826-1付近	
R30	石垣	1構	新川2829-1付近	
R31	石垣	1構	新川2830-1付近	
R32	石垣	1構	新川2864-1付近	
R33	石垣	1構	新川2893-1付近	
R34	石垣	1構	新川2916-1付近	
R35	石垣	1構	新川3005-2付近	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その17

地区番号	種 別	員数	所 在 地	備考
R36	石垣	1構	新川3732-1付近	
R37	石垣	1構	新川3733-1付近	
R38	石垣	1構	新川2593付近	
R39	石垣	1構	田籠373-1付近	
R40	石垣	1構	田籠868, 869付近	
R41	石垣	1構	田籠1103-2付近	
R42	石垣	1構	田籠1119付近	
R43	石垣	1構	田籠1120付近	
R44	石垣	1構	田籠1124付近	
R45	石垣	1構	田籠1126-1付近	
R46	石垣	1構	田籠1127付近	
R47	石垣	1構	田籠1128-1付近	
R48	石垣	1構	田籠1128-2付近	
R49	石垣	1構	田籠1135付近	
R50	石垣	1構	田籠1137-1付近	
R51	石垣	1構	田籠1142-1付近	
R52	石垣	1構	田籠1200-1付近	
R53	石垣	1構	田籠1200-3付近	
R54	石垣	1構	田籠1218-3付近	
R55	石垣	1構	新川2553付近	
R56	石垣	1構	新川2780-4付近	
R57	石垣	1構	新川2870付近	
R58	石垣	1構	新川2546-1付近	
R59	石垣	1構	新川2712付近	
R60	石垣	1構	新川2768付近	
R61	石垣	1構	新川2786-1付近	
R62	石垣	1構	新川2812付近	
R63	石垣	1構	新川2828-1付近	

石垣小計	883
------	-----

表-2 伝統的建造物(工作物)

その18

保存番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
K1	板塀	1	新川2804-1	
K2	石段	1	新川2807	
K3	石仏	1	新川2831-1	
K4	石祠	1	新川2831-1	
K5	石段	1	新川2896-1	
K6	石碑	1	新川2899-1	
K7	石仏	1	新川2899-1	
K8	石祠	1	新川2919-1	
K9	石碑	1	新川2931-1	
K10	石段	1	新川2932	
K11	門(内)	1	新川2934-1	
K12	石祠	1	新川2939	
K13	石仏	1	新川3710-1	
K14	石段	1	新川3926	
K15	門	1	新川3932-1	
K16	門柱石	1	新川3935	
K17	石碑	1	新川3935	
K18	石碑	1	新川4362-1	高御魂神社
K19	石碑	1	新川4362-1	高御魂神社
K20	石碑	1	新川4362-1	高御魂神社
K21	石碑	1	新川4362-1	高御魂神社
K22	石碑	1	新川4362-1	高御魂神社
K23	石碑	1	新川4362-1	高御魂神社
K24	石祠	1	新川4362-1	高御魂神社
K25	石祠	1	新川4362-1	高御魂神社
K26	門柱石	1	新川4362-1	高御魂神社
K27	灯籠	1	新川4362-1	高御魂神社
K28	灯籠	1	新川4362-1	高御魂神社
K29	灯籠	1	新川4362-1	高御魂神社
K30	灯籠	1	新川4362-1	高御魂神社
K31	灯籠	1	新川4362-1	高御魂神社
K32	灯籠	1	新川4362-1	高御魂神社
K33	狛犬	1	新川4362-1	高御魂神社
K34	狛犬	1	新川4362-1	高御魂神社
K35	狛犬	1	新川4362-1	高御魂神社
K36	狛犬	1	新川4362-1	高御魂神社
K37	鳥居	1	新川4362-1	高御魂神社
K38	鳥居	1	新川4362-1	高御魂神社
K39	鳥居	1	新川4362-1	高御魂神社
K40	鳥居	1	新川4362-1	高御魂神社
K41	五輪塔	1	新川4362-1	高御魂神社
K42	手水鉢	1	新川4362-1	高御魂神社
K43	手洗石	1	新川4362-1	高御魂神社
K44	玉垣	1	新川4362-1	高御魂神社
K45	玉垣	1	新川4362-1	高御魂神社
K46	玉垣	1	新川4362-1	高御魂神社
K47	玉垣	1	新川4362-1	高御魂神社
K48	玉垣	1	新川4362-1	高御魂神社
K49	石段	1	新川4362-1	高御魂神社
K50	石段	1	新川4362-1	高御魂神社
K51	門(外)	1	田籠381-1	
K52	石塔	1	田籠508-2	
K53	門(内)	1	田籠524	
K54	板塀(内)	1	田籠524	

表-2 伝統的建造物(工作物)

その19

保存番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
K55	石祠	1	田籠524	
K56	石祠	1	田籠529-1	
K57	石造物	1	田籠641-1	
K58	石造物	1	田籠674-1	
K59	石仏	1	田籠686	
K60	石碑	1	田籠1151-1	
K61	石祠	1	田籠1160	
K62	門(外)	1	田籠1355-1	
K63	板塀	1	田籠1355-1	
K64	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K65	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K66	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K67	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K68	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K69	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K70	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K71	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K72	灯籠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K73	鳥居	1	田籠1368-1	諏訪神社
K74	鳥居	1	田籠1368-1	諏訪神社
K75	鳥居	1	田籠1368-1	諏訪神社
K76	狛犬	1	田籠1368-1	諏訪神社
K77	狛犬	1	田籠1368-1	諏訪神社
K78	石祠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K79	石祠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K80	石祠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K81	石祠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K82	石祠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K83	石祠	1	田籠1368-1	諏訪神社
K84	石碑	1	田籠1368-1	諏訪神社
K85	石碑	1	田籠1368-1	諏訪神社
K86	石碑	1	田籠1368-1	諏訪神社
K87	石碑	1	田籠1368-1	諏訪神社
K88	石碑	1	田籠1368-1	諏訪神社
K89	石碑	1	田籠1368-1	諏訪神社
K90	石碑	1	田籠1368-1	諏訪神社
K91	門柱石	1	田籠1368-1	諏訪神社
K92	手洗石	1	田籠1368-1	諏訪神社
K93	石塔	1	田籠1368-1	諏訪神社
K94	石仏	1	田籠1368-1	諏訪神社
K95	石仏	1	田籠1368-1	諏訪神社
K96	石仏	1	田籠1368-1	諏訪神社
K97	石橋	1	田籠1368-1	諏訪神社
K98	灯籠	1	田籠1289	
K99	石碑	1	田籠1201-5	
K100	石祠	1	田籠1201-5	
K101	石仏	1	田籠1200-3	
K102	石造物	1	田籠1347付近	
K103	石段	1	新川2815-2付近	
K104	石段	1	新川2815-2付近	
K105	石段	1	新川3924付近	
K106	石段	1	新川2804付近	
K107	石段	1	新川2570付近	

伝統的建造物(工作物)

種別	件数
石垣	883
石段	11
石塔	2
石橋	1
石祠	15
板塀	3
狛犬	6
五輪塔	1
石造物	3
石碑	18
石仏	8
玉垣	5
手水鉢	1
手洗石	2
灯籠	16
鳥居	7
門	5
門柱石	3
合計	990

表-3 環境物件

保存番号	種 別	員数	所 在 地	備 考
E1	樹木	1	新川 4362-1	榧(市指定)
E2	池	1	新川 4017-7	
E3	池	1	新川 3951	
E4	樹木	1	新川2899-1	藤
E5	池	1	田籠1368-1	
E6	池	1	田籠1355-1	
E7	池	1	田籠1355-1	
E8	池	1	田籠1331-5	
E9	池	1	田籠1334-2	
E10	池	1	田籠315	
E11	池	1	田籠376-1	
E12	池	1	田籠381-1	
E13	池	1	田籠894	
E14	池	1	田籠891-1	
E15	池	1	田籠417-1	
E16	庭	4	田籠524	H25. 6. 10削除告示
E17	池	1	田籠524	
E18	池	1	田籠641-1	
E19	池	1	田籠1107	
E20	庭	1	新川3932-1	
E21	庭	1	新川2804-1	
E22	池	1	田籠383-1	
E23	池	1	新川2920-1	
E24	樹木	1	新川2804-1付近	楠
E25	樹木	1	新川2799-2付近	椿
E26	井手及び堰	1	田代井手	
E27	井手及び堰	1	上井手	
E28	井手及び堰	1	三寺拂向井手	
E29	井手及び堰	1	日森園井手	
E30	井手及び堰	1	加知木井手	
E31	井手及び堰	1	中村水路	
E32	井手及び堰	1	原の園水路	
E33	井手	1	注連原水路	
E34	井手及び堰	1	橋詰発電所導水路	

環境物件

種別	件数
樹木	4
池	18
庭	2
井手及び堰	9
合計	33

表-4 伝統的建造物・環境物件の特性

		主屋（茅葺）				主屋（茅葺以外）		付属屋（納屋・小屋等）		付属屋（土蔵）			
敷地	形状・境界	・地形（等高線）に合わせて不整形な形状をなす ・周囲境界に石垣をめぐらす											
	建築物・工作物の位置	・前面道路と主屋の間に前庭						・主屋土間の下手側もしくは背面に隣接	・前庭を囲むように配置	・敷地上支障ない場合、主屋の背面			
建築物	建設年代	・明治～大正期	・全般	・江戸末期以降	・江戸～明治中期	・明治中期以降	・江戸～大正期	・明治中期～	・江戸～大正初期	・大正初期以降			
	平面形式	・縦二室	・横二室	・整形四間	・横食達い四間	・縦食達い四間	・整形四間が基本		—		—		
	構造	梁架構	・折置組				・京呂組又は折置組		・京呂組又は折置組とし出梁出桁造とする場合もある		・土蔵造		
		小屋組	・桷首組				・和小屋が基本、大正期以降は一部で洋小屋		・桷首組	・和小屋、一部洋小屋	・登梁又は和小屋	・和小屋	
	階数	・平屋建または中二階建				・平屋建、中二階建、二階建		・中二階建又は二階建		・二階建			
	規模	梁間	・3～4間程度	・2～2.5間程度	・3.5～4間程度		・4～4.5間程度	・3～4間程度		・2～2.5間程度			
		桁行	・4～4.5間程度	・5～7間程度		・4.5～7間程度	・6.5～8間程度	・5～6.5間程度		・3～5間程度	・3～4間程度		
	高さ	軒	平屋	・3.5m～4.0m程度				・4.0～5.0m程度		—		—	
			二階	・中二階建4.0～5.0m程度				・中二階4.0～5.0m程度、二階5.0～6.0m		・3.5～4.5m程度		・4.5m程度	
		下屋庇桁	・2.5～3.5m程度								—		
	色彩	・素木（一部にベンガラ塗）						・素木					
	屋根	形式	・寄棟造				・入母屋造		・切妻造				
		形態	・直屋、鍵屋、くど造り				・直屋又は鍵屋		・直屋				
		材料	・山茅、藁、杉皮混用				・いぶし銀棧瓦		・山茅、藁、杉皮混用	・いぶし銀棧瓦	・いぶし銀棧瓦、置屋根の場合は金属板		
		勾配	・矩勾配以上				・4.5～5.5寸勾配程度						
		軒	架構	・上屋を葺き下ろす場合は、出桁を腕木又は腕木と方杖で支持				—				・一部で置屋根	—
			仕上	・天井板張又は軒裏露わし				・軒裏露わし				・中塗又は白漆喰塗込 ・置屋根の場合は軒を鉢巻とし軒裏を露わす	
	下屋	配置	・正面、上手側面、背面の三方に設け、一部上屋葺き下ろし				・四方		・正面全面		・出入口上部		
		材料	・杉皮を基本とし、いぶし銀棧瓦又は金属板				・いぶし銀を基本とした棧瓦又は金属板		・杉皮を基本とし、いぶし銀棧瓦又は金属板		・いぶし銀棧瓦、置屋根の場合は金属板		
		勾配	・3.5～4.5寸勾配										
		軒	架構	・正面は、鼻母屋を出梁、腕木、方杖、柱のいずれか又は混用して支持し、柱がある場合は、柱に梁を差し、梁にベンガラを塗るものもある						・正面軒桁を出梁、腕木、方杖、柱のいずれか又は混用して支持し、柱がある場合は、柱に梁を差し		・腕木を方杖で支持する庇が付く	
	仕上		・軒裏露わし又は天井板張						・軒裏露わし		・中塗塗込又は白漆喰		
意匠	外壁	・真壁造中塗又は白漆喰仕上				・真壁造白漆喰又は中塗仕上 ・ザシキ開口上部に束を吊る曲梁の化粧桁を露わす		・真壁造白漆喰又は中塗仕上又は堅板張		・大壁造白漆喰又は中塗仕上			
	腰壁	・堅羽目板張						・縦羽目板（半割）張又は石積		・堅羽目板張			
	開口	一階	・ザシキ部分は掃出しとし縁を設ける ・ゴゼン部分は格子付腰高窓及び掃出しとし式台の落縁を付す				—		—				
		二階	・下手の出入口上部に設ける			・縁あるいは居室に面する場合は掃出し ・木製手摺を設ける		・中二階の場合、二階床面から正面下屋軒裏まで		・格子付腰高窓 ・居室に面する場合は掃出し			
	建具	一階	・木製硝子戸・障子戸の上、雨戸又は格子				—		—				
		二階	・木製格子を基本とし、居室利用する場合は障子戸、硝子戸の上、外側に雨戸引通し				・二階を居室利用する場合は、硝子戸						
	出入口	・ドマに木製大戸引込又は硝子戸引込 ・ゴゼンに落縁を設ける						・木製板戸引込		・木製格子戸又は板戸引込 ・上記外側に防火戸引込			
	戸袋	・堅板張						—		・堅板張又は白漆喰塗込			
	庇	・腕木による出桁造						—		・出入口に腕木庇、開口部に水切庇を付す			
	外構	・自然石縁石により犬走を設け、三和土、石敷、洗出又はこれらに類するもので仕上げる											
基礎	・自然石による布基礎又は礎石建												
工作物	石垣	・当該地近辺で採取した自然石を使用 ・民家敷地、田、畑、河川、水路の境界を画す位置に築く ・牛蒡積方式により乱石の野面積とすることが多く、一部の民家敷地境界では打込はぎもある ・築造時期や場所、構造に応じた勾配がつく											
	石段、石造物	・旧道の傾斜箇所及び棚田畦畔の一部は自然石による石段 ・神社境内に門柱石、旗立石、鳥居、玉垣、狛犬、手水鉢等の石造物が集積し、旧道沿いには石祠や庚申、地藏尊が点在する											
環境物件	生垣	・スギ垣が基本											
	樹木、庭	・スギ、カヤの高木が神社境内に鎮守の森を構成し、限上川沿岸一部にクスの大木がある ・一部の大規模な民家において塀と門に囲繞され、在来の樹木、果樹、花卉及び池により庭が造られる											
	井手、池等	・農業用水と生活用水として限上川に堰を築き井手により集落へ通水する ・池は、民家敷地内の山側に周囲を石垣を擁して設ける											

46

表－５ 許可基準：歴史的風致を損なわないための基準

			主屋（茅葺）		主屋（茅葺以外）		付属屋	
敷地	規模、形状		・地形に配慮し、歴史的風致を損なわない規模及び形状とする ・境界に生じる段差は自然石を積んだ石垣とする。					
	建物等の配置		・伝統的な敷地使いに配慮し、歴史的風致を損なわないものとする					
建築物	構造		・原則、木造とする					
	階数		・平屋建又は中二階建とする		・平屋建、中二階建、二階建のいずれかとする			
	規模		・歴史的風致を損なわないものとする				・主屋の規模を超えないこととし、歴史的風致を損なわないものとする	
	屋根	形式	・寄棟造とする		・入母屋造又は切妻造とする		・切妻造とする	
		葺材	・山茅、藁、杉皮等、地方色を損なわない葺材とする。		・いぶし銀の棧瓦とする		・いぶし銀の棧瓦、草あるいは杉皮及びその混用又は金属板とし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする	
		勾配	・歴史的風致を損なわないものとする					
		軒	・歴史的風致を損なわないものとする					
	下屋	配置	・正面出入口付近に下屋庇を付す				・正面に下屋庇又は庇を付す	
		材料	・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする		・いぶし銀の棧瓦、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする		・いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度のものとする	
		勾配	・歴史的風致を損なわないものとする					
		軒	・歴史的風致を損なわないものとする					
	外壁	仕上	・歴史的風致を損なわないものとする					
		開口部建具	・歴史的風致を損なわない位置、規模、形状及び形式とする					
		色彩	・歴史的風致を損なわないものとする					
	樋		・歴史的風致を損なわないものとする					
	建築設備		・原則、屋根への設置は避け、公共の場から目立たない箇所に設置する					
工作物	塀、門		・歴史的風致を損なわないものとする					
	石垣		・原則、自然石積とし、歴史的風致を損なわないものとする。					
	石段、石造物等		・歴史的風致を損なわないものとする					
環境要素	生垣		・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする					
	樹木・庭		・在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする					
	井出、池等		・歴史的風致を損なわないものとする					
環境整備	屋外広告物		・原則、屋根以外の場所に設置する自家用看板とし、歴史的風致を損なわないものとする					
	車庫		・屋根付車庫は建築物付属屋の許可基準にしたがう					
	駐車場等		・道路に面した部分は、生垣設置等により修景を施し、歴史的風致を損なわないものとする					
	土地の形質の変更		・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・空地が生じた場合は、生垣の設置や植樹等により修景を施す					
	木竹の伐採・植栽		・伐採後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・植栽は原則、在来種とし、行為後の状態が歴史的風致を損なわないものとする					
	土石類の採取		・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする					

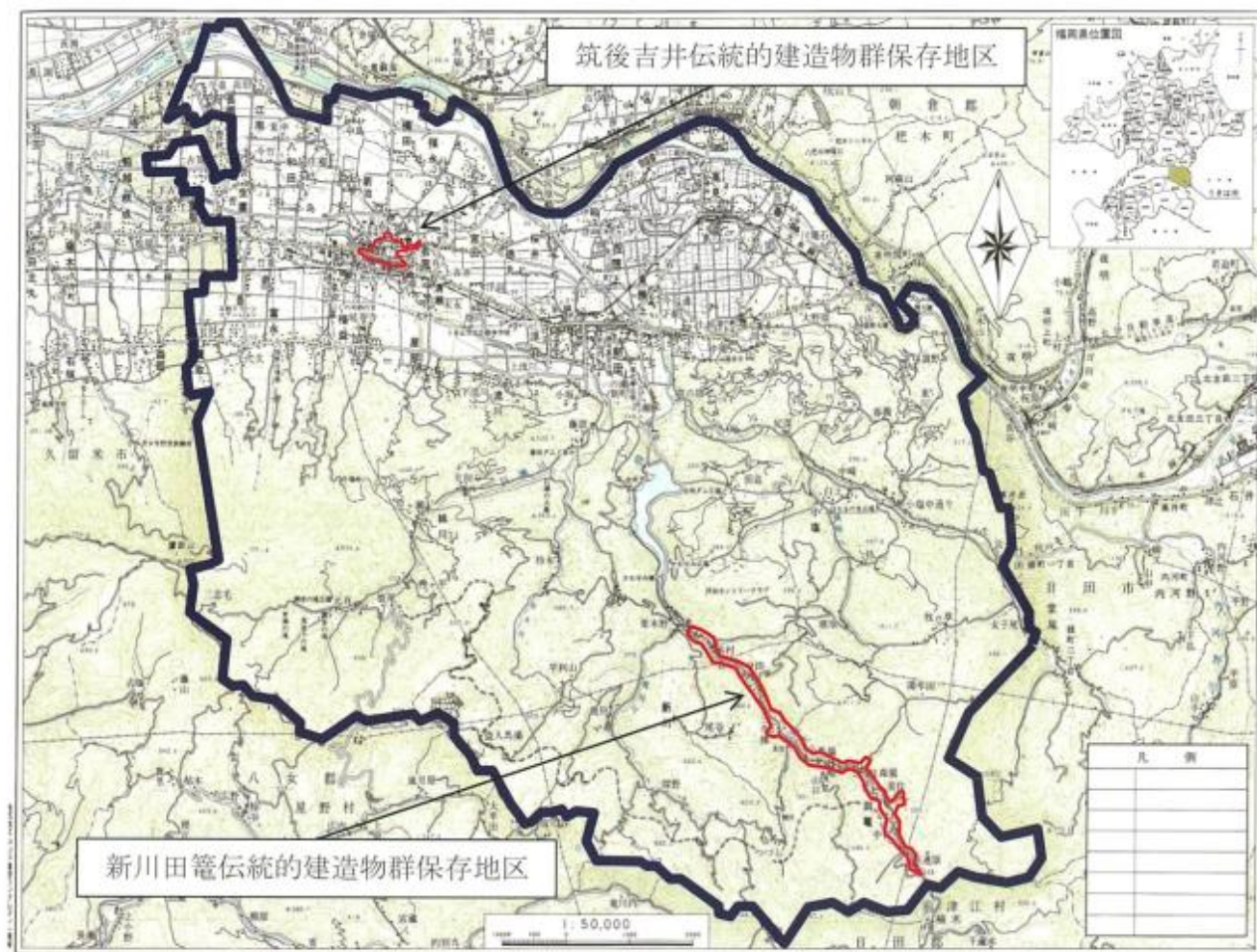
※ 以上の分類によらない建築物（例：お堂、神社建築）の場合には、同種別の伝統的建造物、資料、周辺地域の類例等を参考とし、うきは市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を踏まえて、「歴史的風致を損なわないもの」であることを審査する。

表－6 補助基準：歴史的風致を形成するための基準

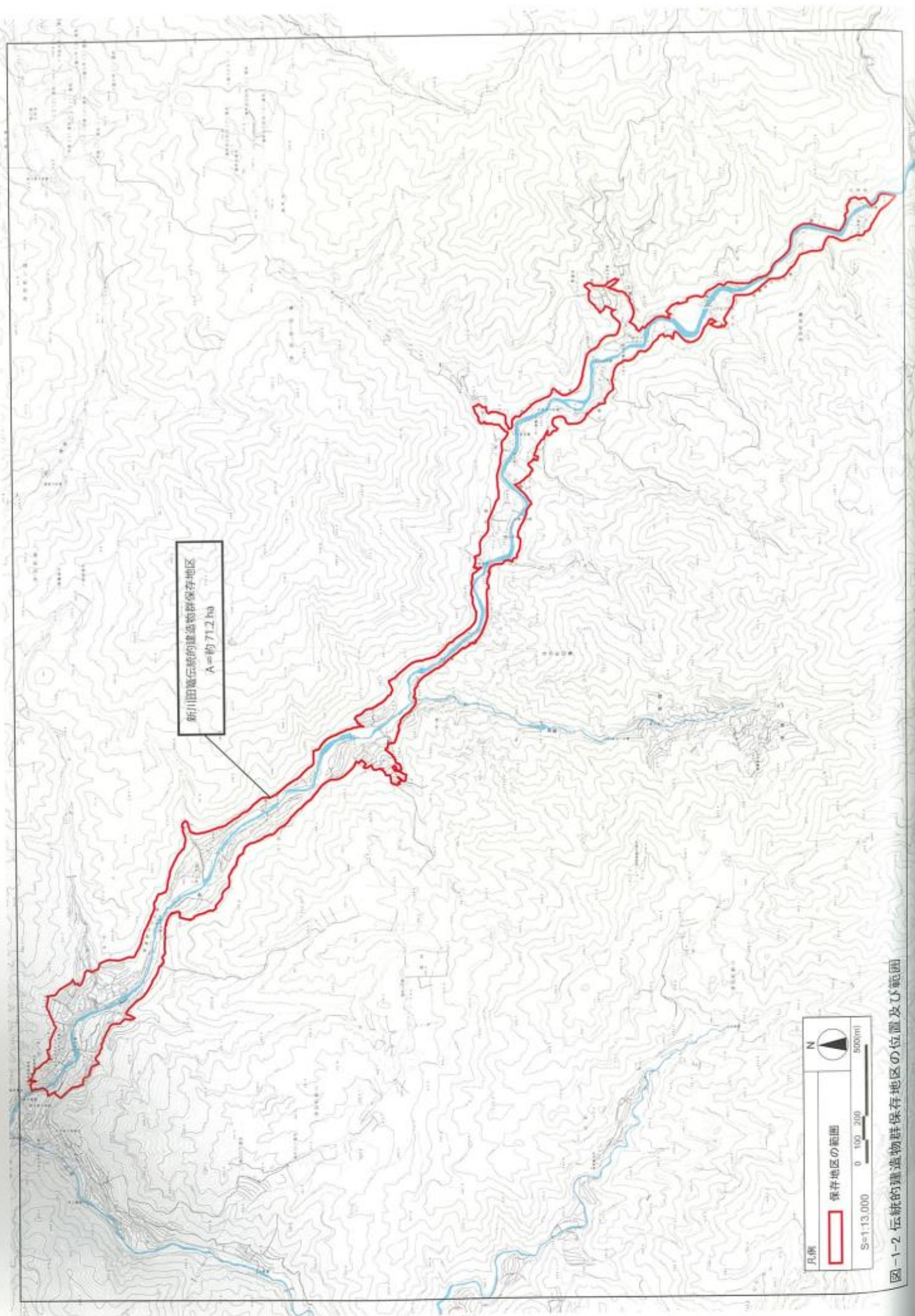
		主屋（茅葺）	主屋（茅葺以外）	付属屋	
建築物	構造		・ 伝統構法による木造真壁造とする ・ 伝統構法による木造真壁造とする（ただし土蔵の場合は土蔵造とする）		
	階数		・ 平屋建又は中二階建とする	・ 平屋建、中二階建、二階建のいずれかとする	
	規模		・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする ・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする	
	屋根	形式	・ 扱首組による寄棟造とし、棟は周囲の茅葺の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 入母屋造とする ・ 切妻造とする	
		葺材	・ 山茅、藁、杉皮等、地方色を損なわない葺材とし、棟は周囲の茅葺の伝統的建造物に準ずるものとする	・ いぶし銀の棧瓦とする ・ いぶし銀の棧瓦、杉皮又は金属板とし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする	
		勾配	・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする ・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする	
		軒	・ 腕木による出桁造とする ・ 軒裏は、露わし又は天井板張とする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする ・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする	
	下屋	配置	・ 伝統的建造物の特性に準じて配置する		
		材料	・ いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする	・ いぶし銀の棧瓦、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする	・ いぶし銀の棧瓦、杉皮、金属板のいずれかとし、金属板とする場合は、艶を消した低明度の無彩色とする
		勾配	・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
		軒	・ 周囲の寄棟造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の入母屋造の伝統的建造物に準ずるものとする	・ 周囲の同種別の伝統的建造物に準ずるものとする
	外壁	仕上	・ 中塗又は白漆喰塗仕上とする ・ 腰壁を付す場合は、堅羽目板張（目板も可）とする		・ 中塗又は白漆喰塗仕上とする ・ 腰壁を付す場合は、堅羽目板張（目板も可）仕上とする
		開口部建具	・ 木製とし、伝統的建造物の特性に準じた位置、規模、形状及び形式とする		
		色彩	・ 原則、木部への塗色は控える		
	建築設備		・ 公共の場から目立たない箇所に設置することが困難な場合は、木格子等により目隠しの措置を施す		
工作物	石垣	・ 伝統的建造物の特性に準じた形状と形式とする			
	石段、石造物等	・ 資料や類例を参考とし、歴史的風致との調和が図られたものとする			
環境要素	生垣	・ 在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする			
	樹木、庭	・ 在来種又は歴史的風致に影響を与えない樹種とする			
	井手、池等	・ 旧状が残る箇所や類例を参考とし、歴史的風致との調和が図られたものとする			

※ 以上の分類によらない建築物（例：お堂、神社建築）の場合には、同種別の伝統的建造物、資料、周辺地域の類例等を参考とし、うきは市伝統的建造物群保存地区審議会の意見を踏まえて、「歴史的風致と調和したもの」であることを審査する。

図-1-1



うきは市全図



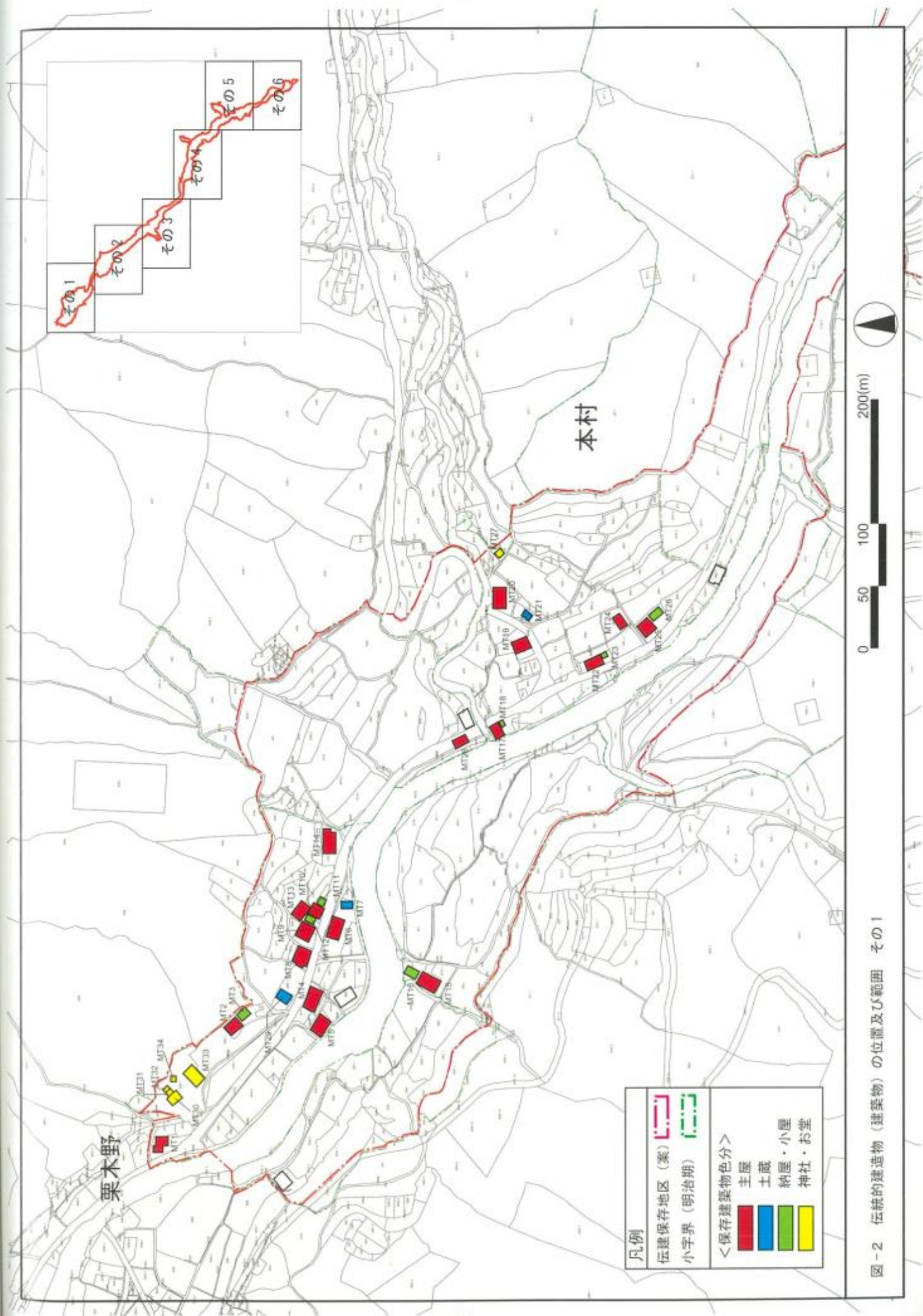


図-2 伝統的建造物(建築物)の位置及び範囲 その1

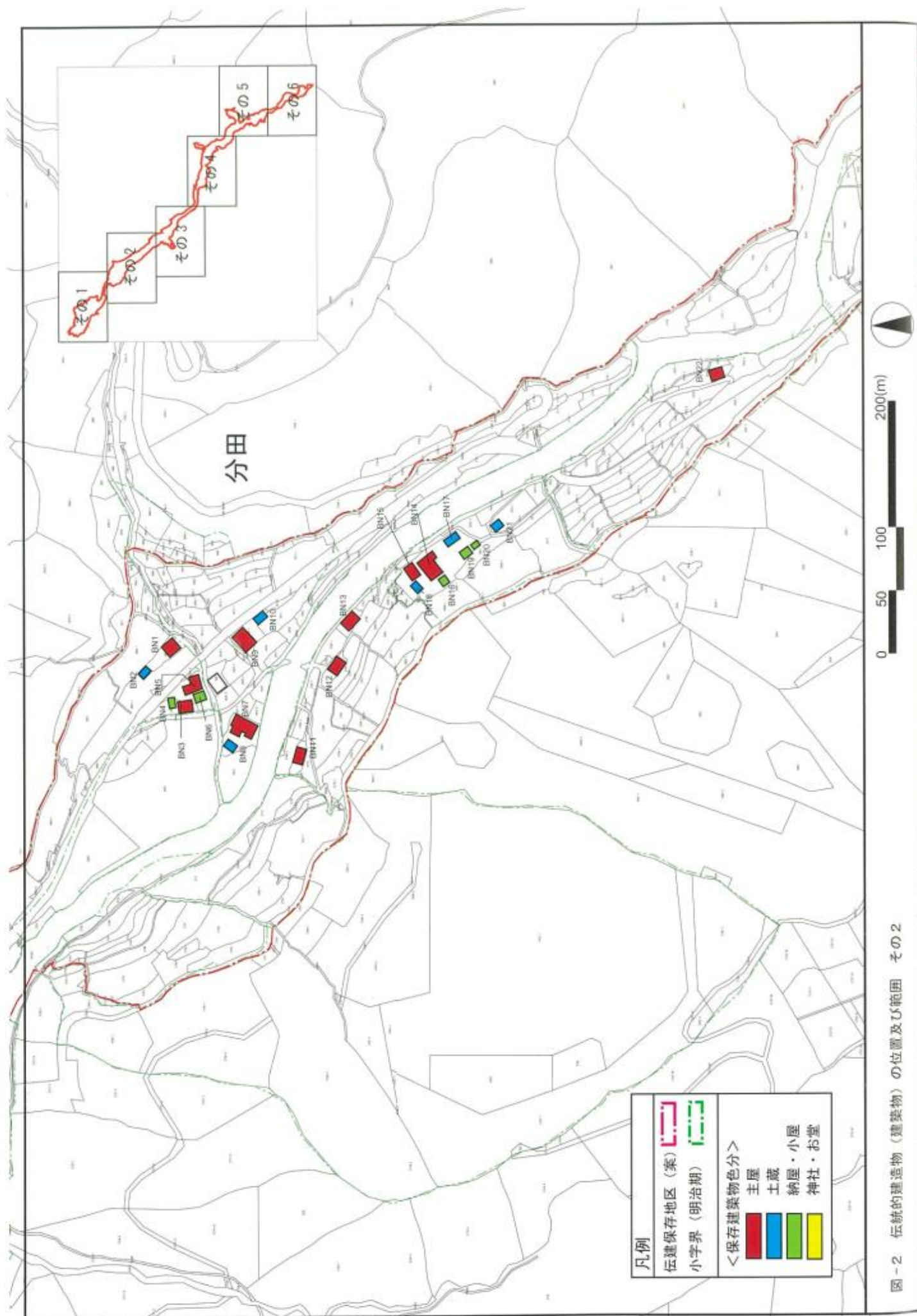
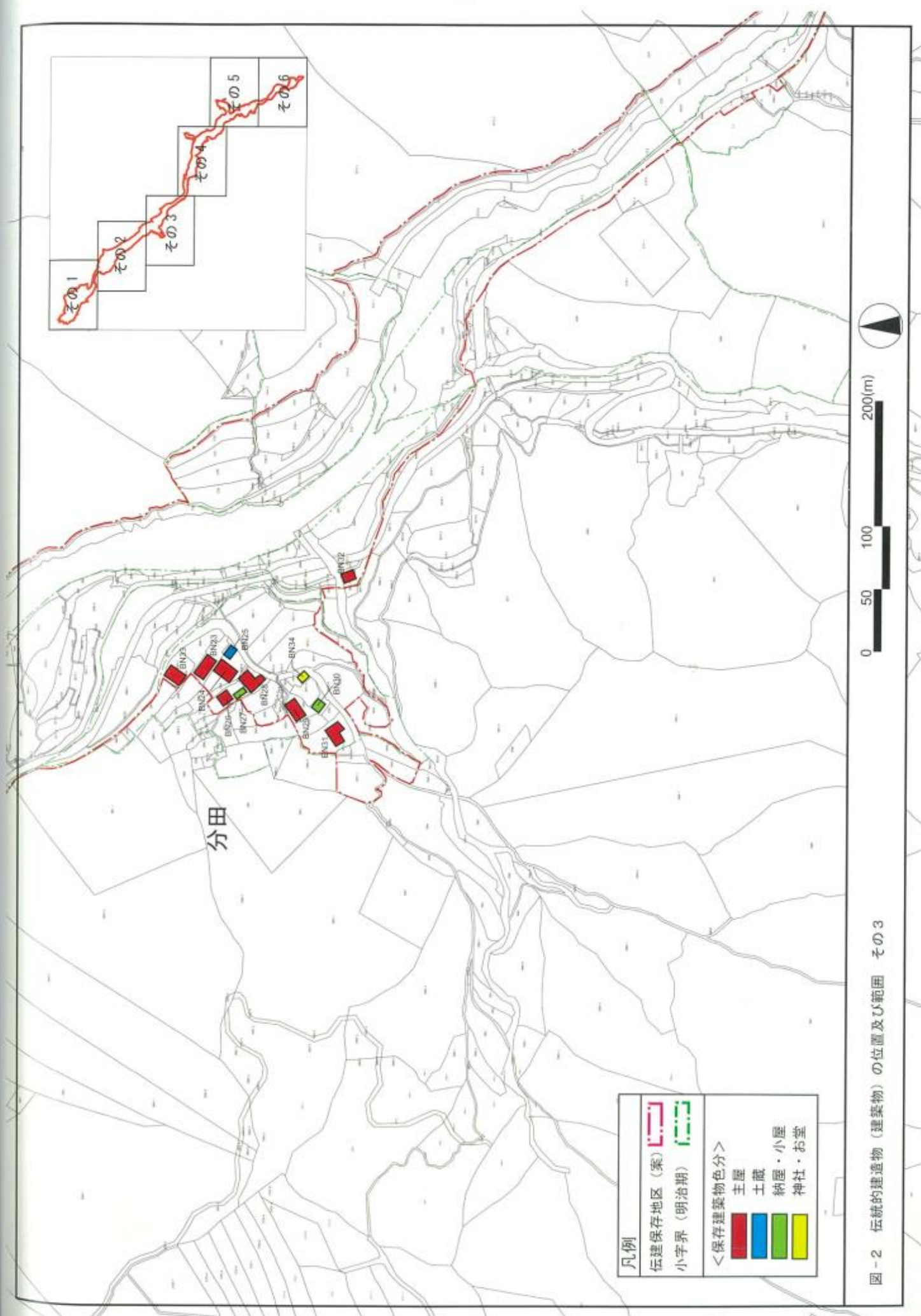


図-2 伝統的建造物（建築物）の位置及び範囲 その2



凡例	
伝建保存地区（案）	
小字界（明治期）	
<保存建築物色分>	
主屋	
土蔵	
納屋・小屋	
神社・お堂	

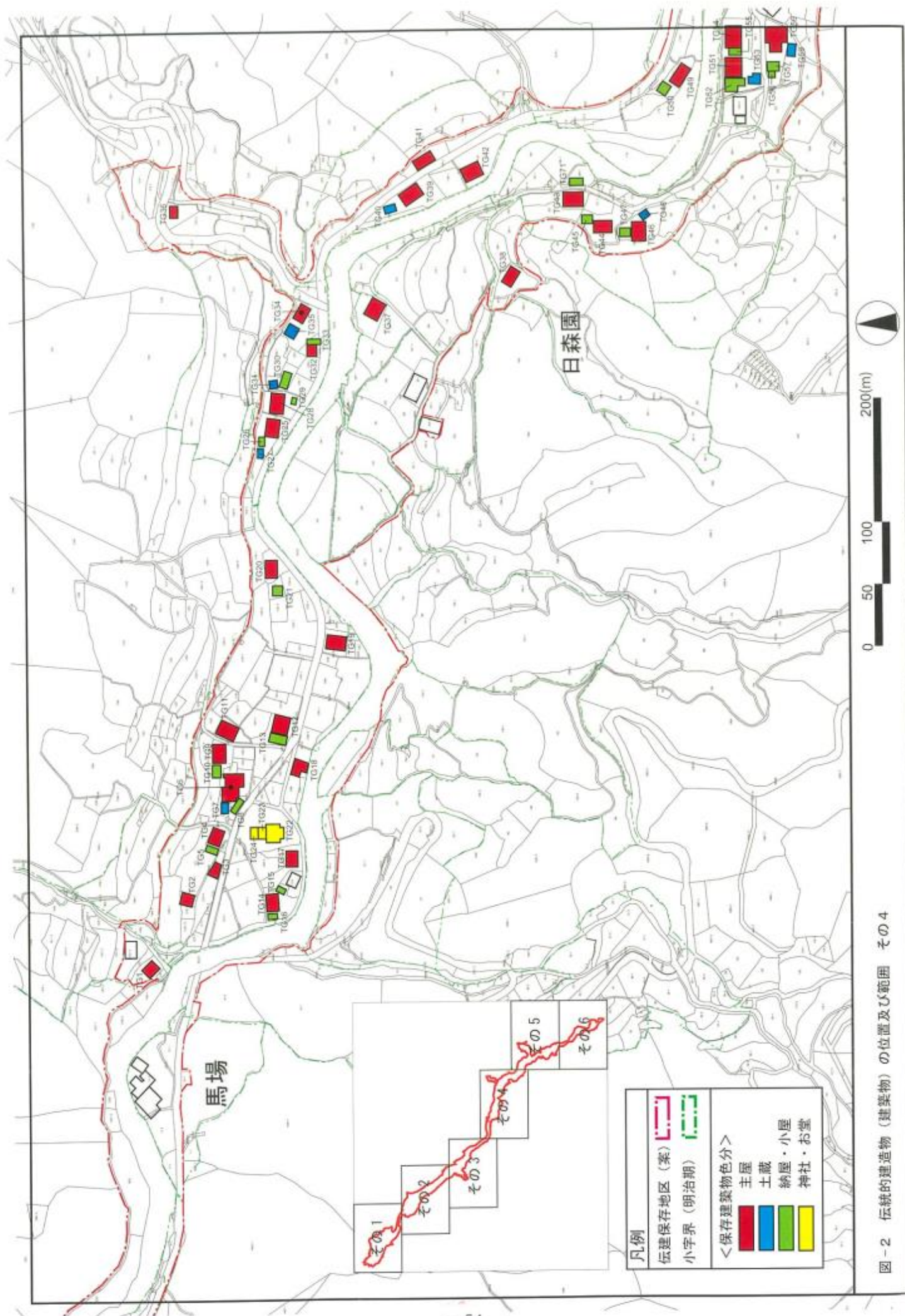
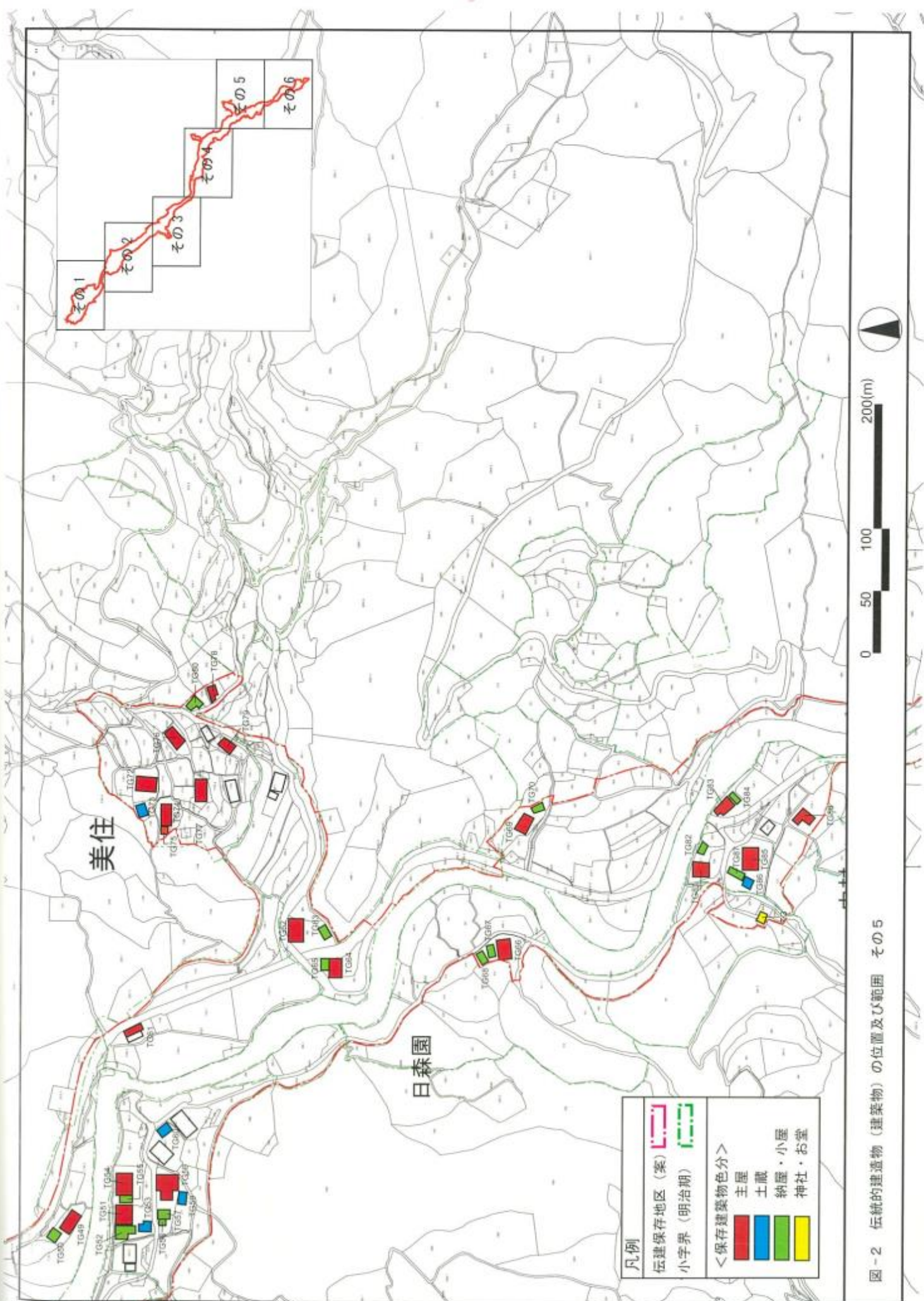
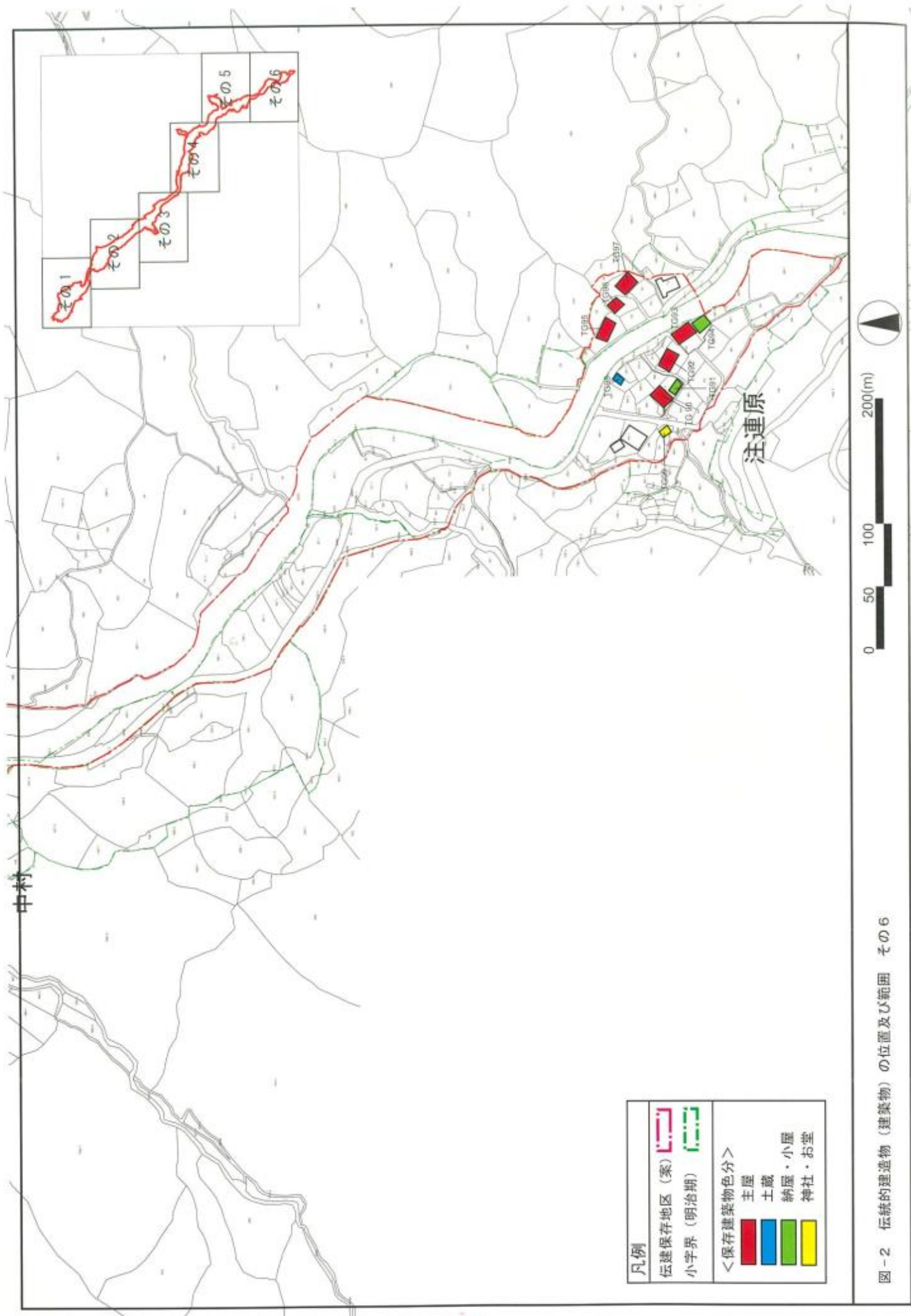


図-2 伝統的建造物(建築物)の位置及び範囲 その4





凡例	
 	伝建保存地区（案）
 	小字界（明治期）
< 保存建築物色分 >	
	主屋
	土蔵
	納屋・小屋
	神社・お堂

図-2 伝統的建造物（建築物）の位置及び範囲 その6

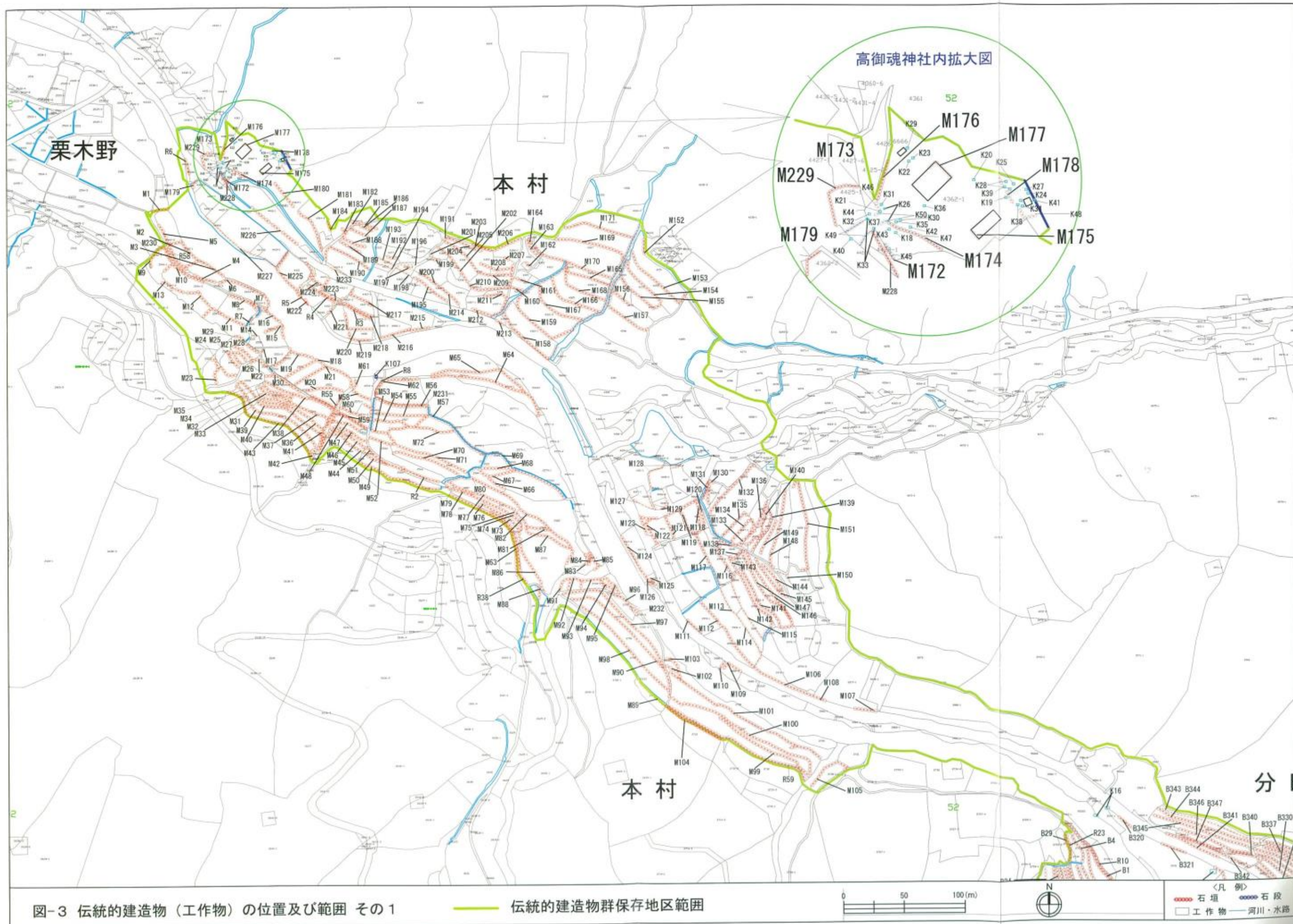




図-3 伝統的建造物（工作物）の位置及び範囲 その2 ——— 伝統的建造物群保存地区範囲

0 50 100(m)



〈凡 例〉
 ○○○○ 石垣 ○○○○ 石段
 □ 工作物 ——— 河川・水路

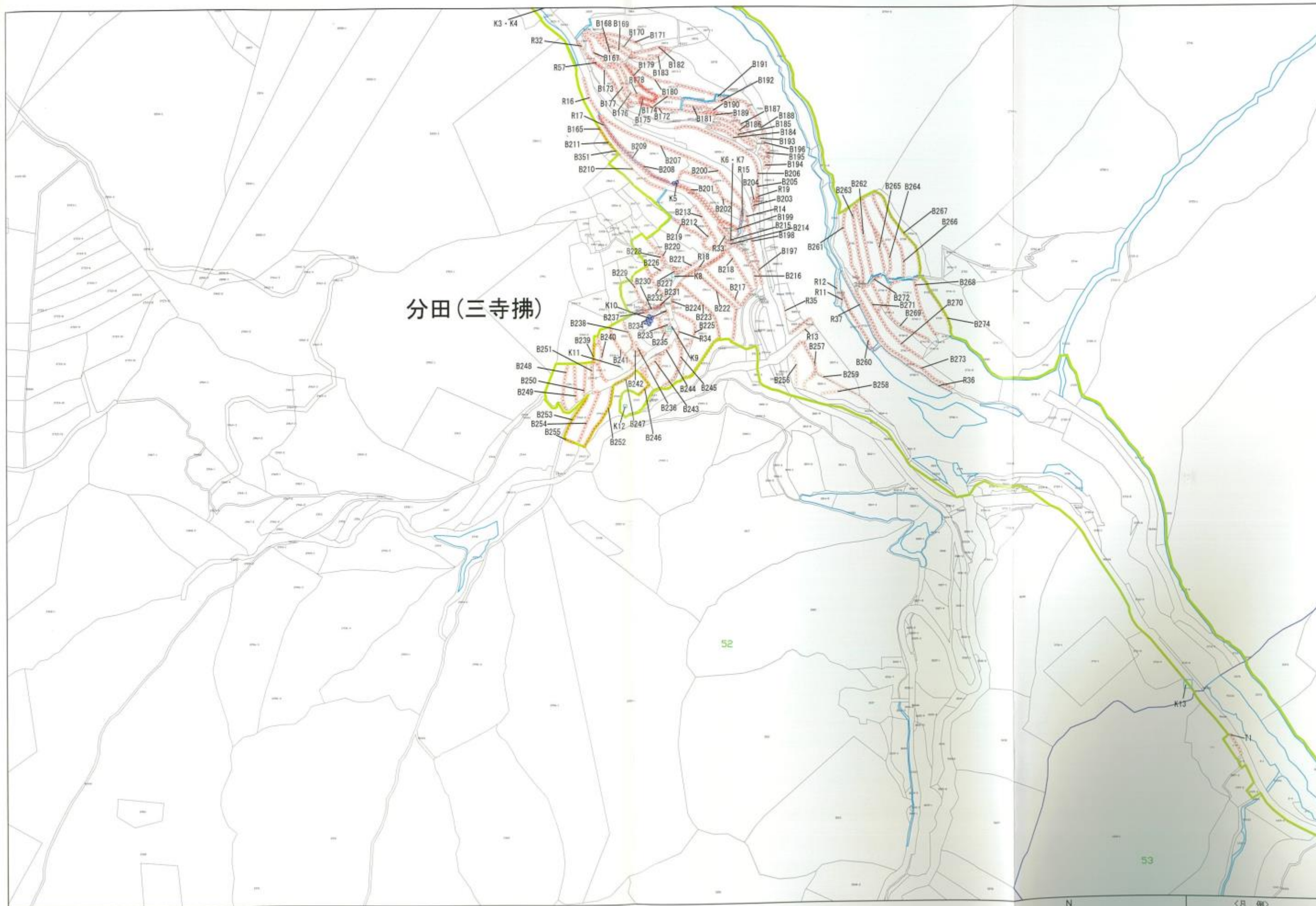


図-3 伝統的建造物（工作物）の位置及び範囲 その3

—— 伝統的建造物群保存地区範囲

0 50 100(m)



＜凡 例＞
 石垣 石段
 工作物 河川・水路

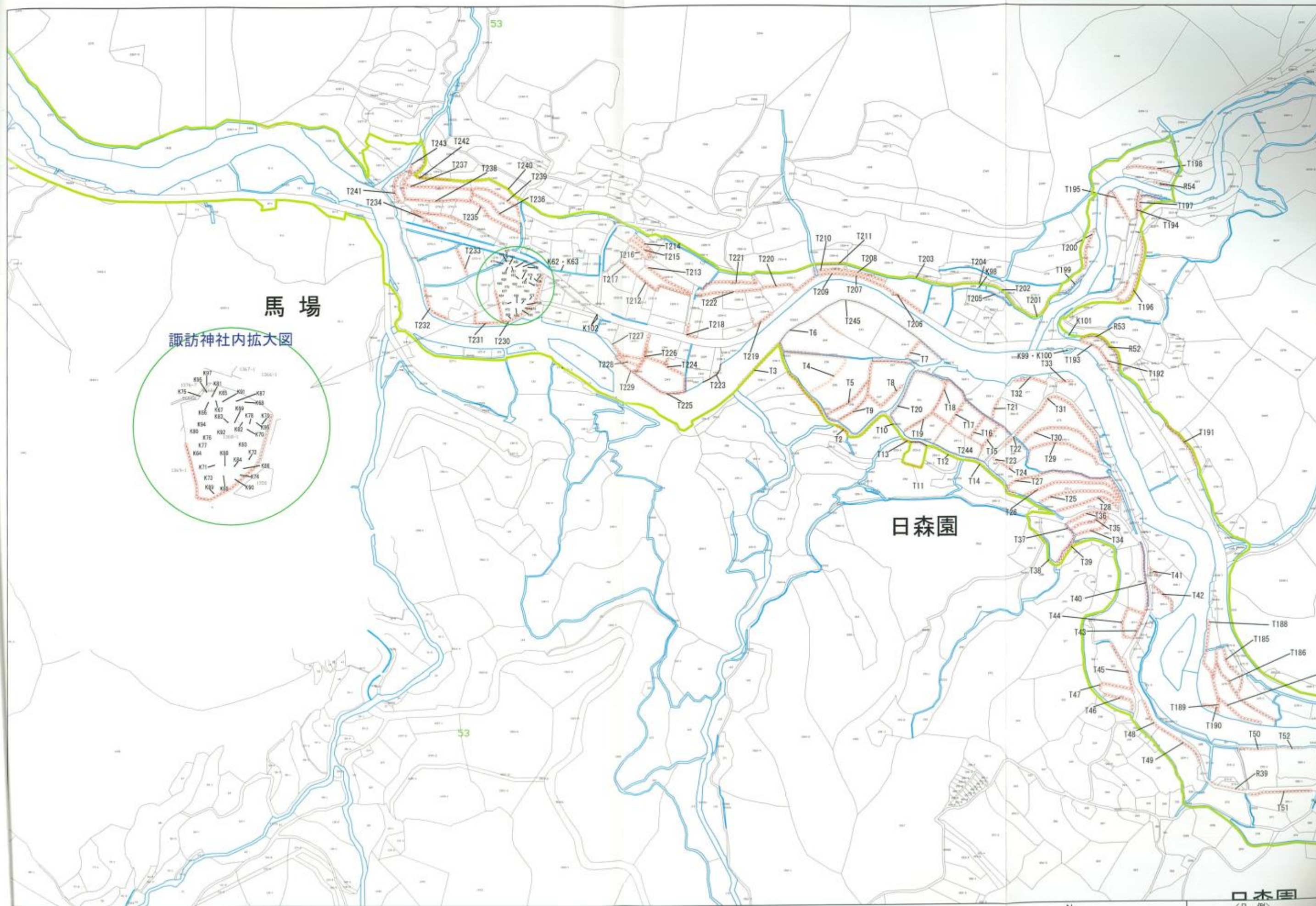


図-3 伝統的建造物（工作物）の位置及び範囲 その4 ——— 伝統的建造物群保存地区範囲

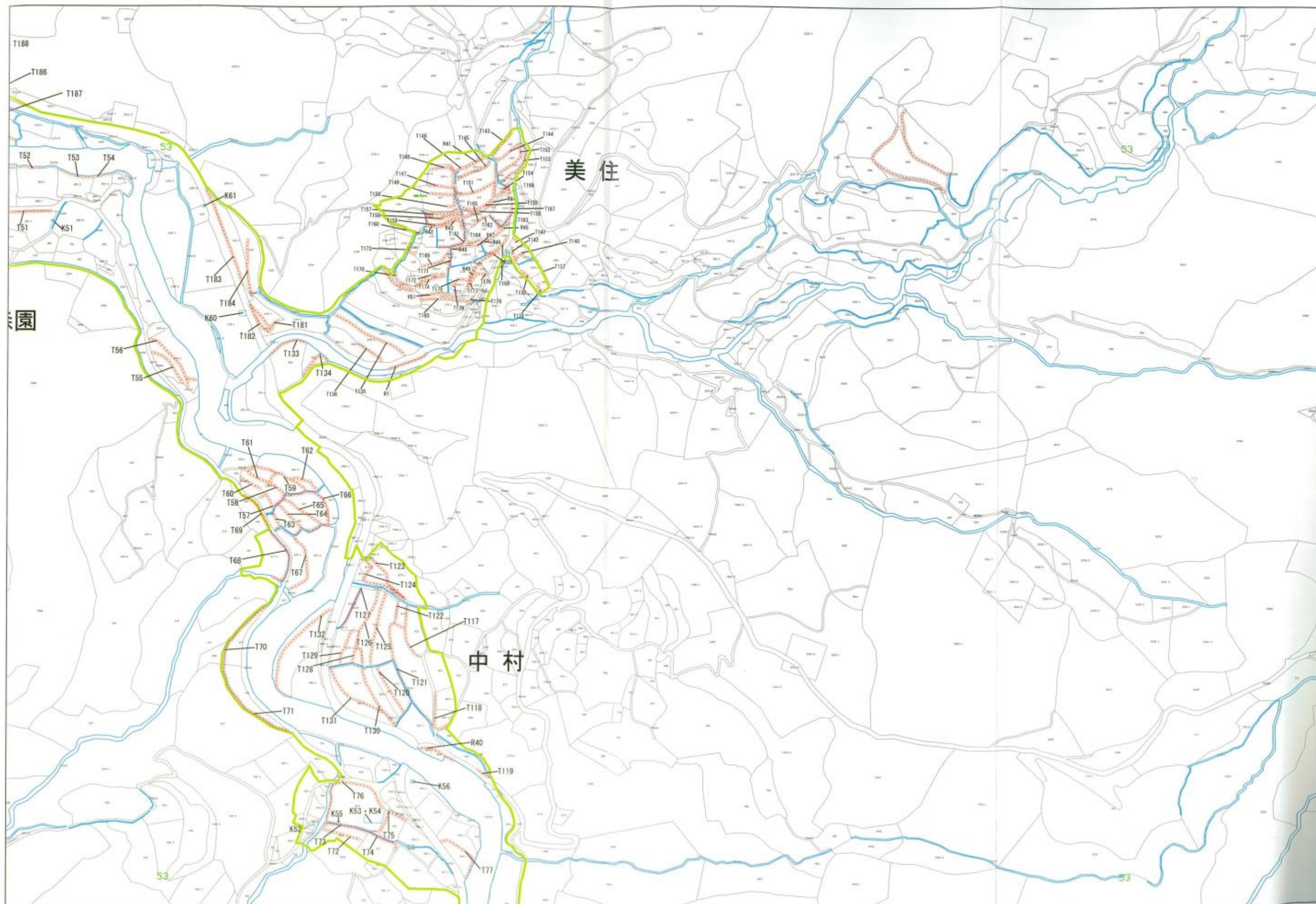


図-3 伝統的建造物（工作物）の位置及び範囲 その5

—— 伝統的建造物群保存地区範囲



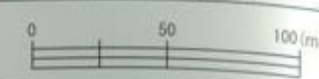
〈凡 例〉
 石垣 石段
 工作物 河川・水路



注連原

図-3 伝統的建造物（工作物）の位置及び範囲 その6

—— 伝統的建造物群保存地区範囲



- <凡 例>
- 石垣
 - 石段
 - 工作物
 - 河川・水路

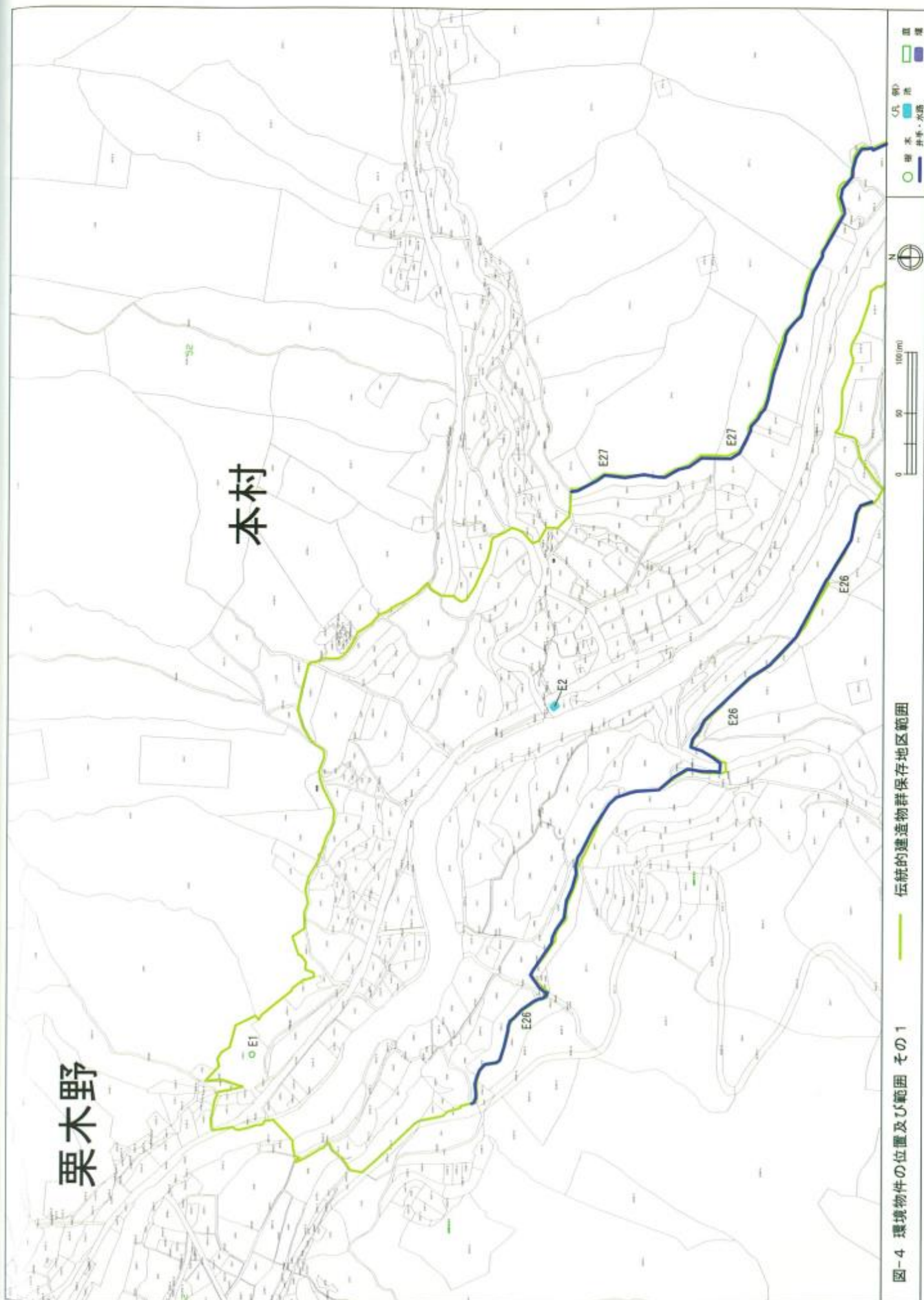
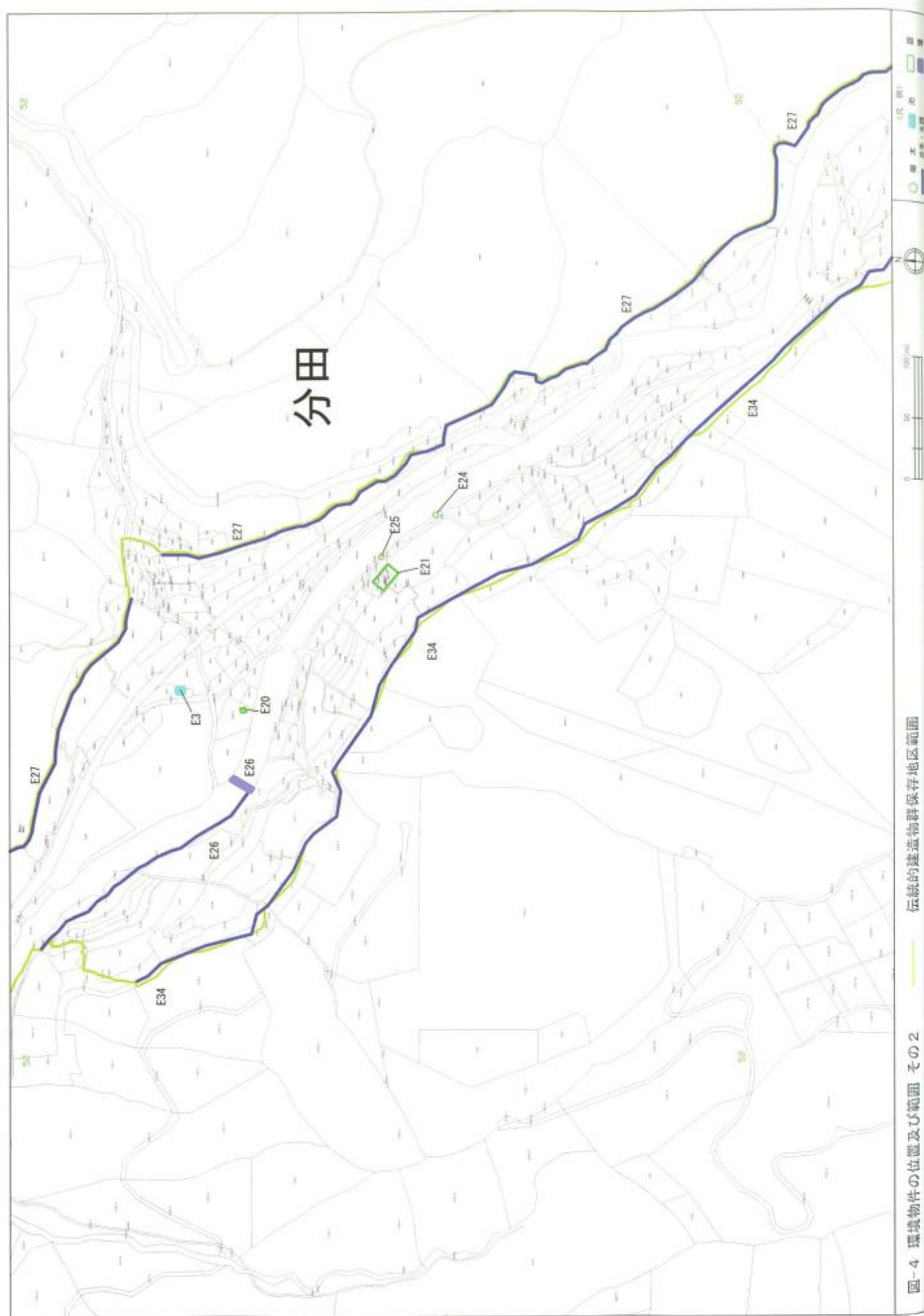


図-4 環境物件の位置及び範囲 その1



分田(三井)

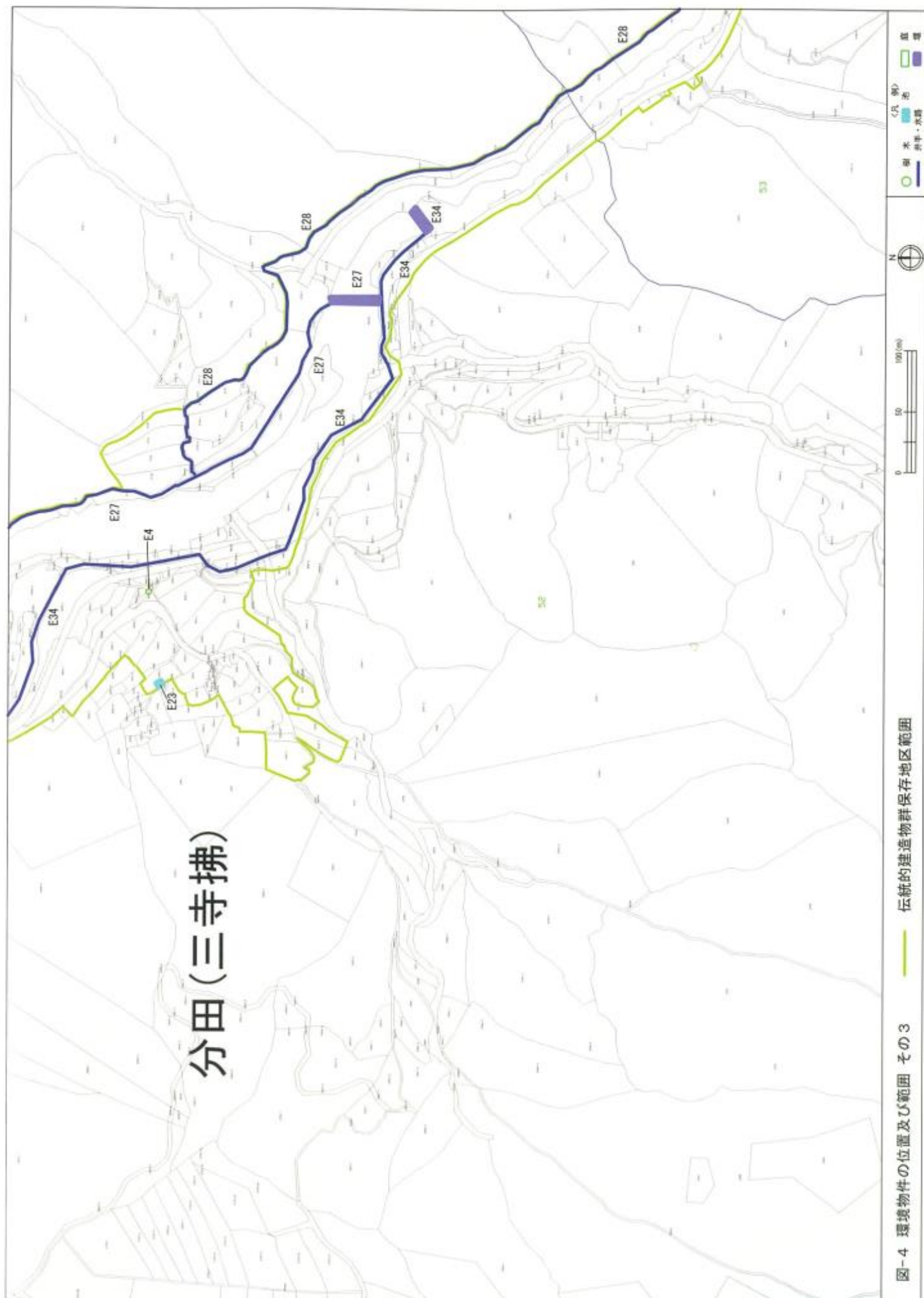


図-4 環境物件の位置及び範囲 その3

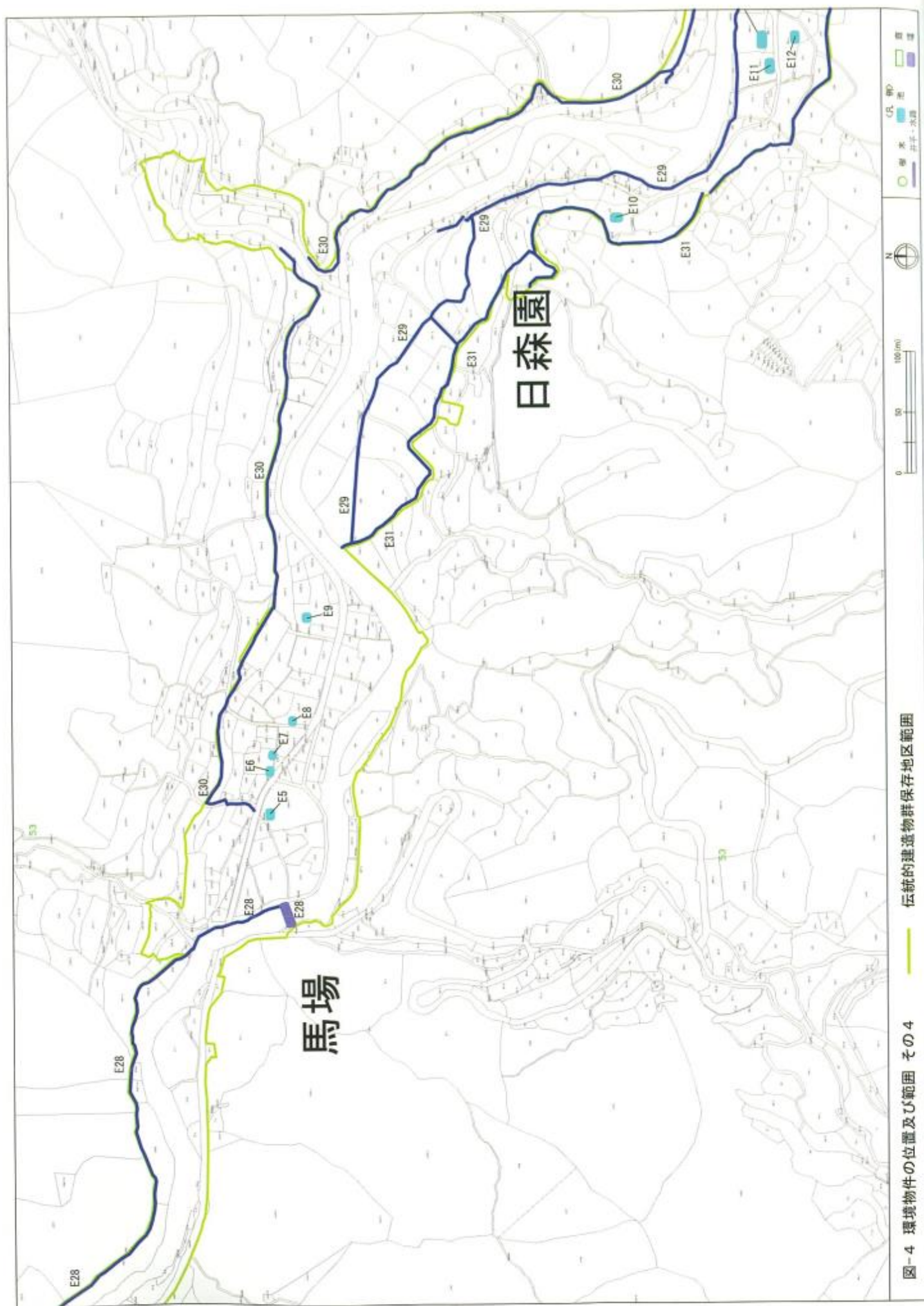




図-4 環境物件の位置及び範囲 その5



図-4 環境物件の位置及び範囲 その6 伝統的建造物群保存地区範囲

伝統的建造物 (家屋) 写真



MT-1 主屋



MT-2 主屋



MT-3 物置



MT-4 主屋



MT-5 主屋



MT-6 主屋



MT-7 土蔵



MT-8 主屋



MT-9 主屋



MT-10 主屋



MT-11 物置



MT-12 物置



MT-13 主屋



MT-14 主屋



MT-15 主屋



MT-16 物置



MT-17 主屋



MT-18 物置



MT-19 主屋



MT-20 主屋



MT-21 土蔵



MT-22 主屋



MT-23 物置



MT-24 主屋



MT-25 主屋



MT-26 物置



MT-27 堂



MT-28 主屋



MT-29 土蔵



MT-30 拝殿



MT-31 弊殿



MT-32 本殿



MT-33 社務所



MT-34 社



BN-1 主屋



BN-2 土蔵



BN-3 主屋



BN-4 物置



BN-5 主屋



BN-6 物置



BN-7 主屋



BN-8 土蔵



BN-9 主屋



BN-10 土蔵



BN-11 主屋



BN-12 主屋



BN-13 主屋



BN-14 主屋



BN-15 離屋



BN-16 物置



BN-17 土蔵



BN-18 土蔵



BN-19 小屋



BN-20 小屋



BN-21 土蔵



BN-22 主屋



BN-23 主屋



BN-24 主屋



BN-25 物置



BN-26 主屋



BN-27 物置



BN-28 主屋



BN-29 主屋



BN-30 物置



BN-31 主屋



BN-32 主屋



BN-33 主屋



BN-34 堂



TG-1 主屋



TG-2 主屋



TG-3 主屋



TG-4 主屋



TG-5 物置



TG-6 主屋



TG-7 土蔵



TG-8 物置



TG-9 主屋



TG-10 物置



TG-11 主屋



TG-12 主屋



TG-13 物置



TG-14 主屋



TG-15 物置



TG-16 小屋



TG-17 主屋



TG-18 主屋



TG-19 主屋



TG-20 主屋



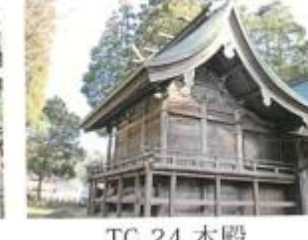
TG-21 物置



TG-22 拝殿



TG-23 幣殿



TG-24 本殿



TG-25 主屋



TG-26 物置



TG-27 土蔵



TG-28 主屋



TG-29 物置



TG-30 物置



TG-31 土蔵



TG-32 主屋



TG-33 物置



TG-34 主屋



TG-35 土蔵



TG-36 主屋



TG-37 主屋



TG-38 主屋



TG-39 主屋



TG-40 土蔵



TG-41 主屋



TG-42 主屋



TG-43 主屋



TG-44 主屋



TG-45 物置



TG-46 主屋



TG-47 物置



TG-48 土蔵



TG-49 主屋



TG-50 物置



TG-51 主屋



TG-52 土蔵



TG-53 物置



TG-54 主屋



TG-55 物置



TG-56 主屋



TG-57 物置



TG-58 物置



TG-59 土蔵



TG-60 土蔵



TG-61 主屋



TG-62 主屋



TG-63 土蔵



TG-64 主屋



TG-65 物置



TG-66 主屋



TG-67 物置



TG-68 小屋



TG-69 主屋



TG-70 物置



TG-71 物置



TG-72 主屋



TG-73 土蔵



TG-74 主屋



TG-75 物置



TG-76 主屋



TG-77 主屋



TG-78 主屋



TG-79 主屋



TG-80 公民館



TG-81 主屋



TG-82 物置



TG-83 主屋



TG-84 物置



TG-85 主屋



TG-86 土蔵



TG-87 物置



TG-88 主屋



TG-89 堂



TG-90 主屋



TG-91 物置



TG-92 主屋



TG-93 主屋



TG-94 物置



TG-95 主屋



TG-96 主屋



TG-97 主屋



TG-98 土蔵



TG-99 堂

伝統的建造物（工作物）写真（石垣以外）



K1 板塀



K2 石段



K3 石仏



K4 石祠



K5 石段



K6 石碑



K7 石仏



K8 石祠



K9 石碑



K10 石段



K11 門



K12 石祠



K13 石仏



K14 石段



K15 門



K16 門柱石



K17 石碑



K18 石碑



K19 石碑



K20 石碑



K21 石碑



K22 石碑



K23 石碑



K24 石祠



K25 石祠



K26 門柱石



K27 灯籠



K28 灯籠



K29 灯籠



K30 灯籠



K31 灯籠



K32 灯籠



K33 狛犬



K34 狛犬



K35 狛犬



K36 狛犬



K37 鳥居



K38 鳥居



K39 鳥居



K40 鳥居



K41 五輪塔



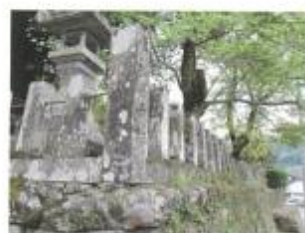
K42 手水鉢



K43 手洗石



K44 玉垣



K45 玉垣



K46 玉垣



K47 玉垣



K48 玉垣



K49 石段



K50 石段



K51 門



K52 石塔



K53 門



K54 板塀



K55 石祠



K56 石祠



K57 石造物



K58 石造物



K59 石仏



K60 石碑



K61 石祠



K62 門



K63 板塀



K64 灯籠



K65 灯籠



K66 灯籠



K67 灯籠



K68 灯籠



K69 灯籠



K70 灯籠



K71 灯籠



K72 灯籠



K73 鳥居



K74 鳥居



K75 鳥居



K76 狛犬



K77 狛犬



K78 石祠



K79 石祠



K80 石祠



K81 石祠



K82 石祠



K83 石祠



K84 石碑



K85 石碑



K86 石碑



K87 石碑



K88 石碑



K89 石碑



K90 石碑



K91 門柱石



K92 手洗石



K93 石塔



K94 石仏



K95 石仏



K96 石仏



K97 石橋



K98 灯籠



K99 石碑



K100 石祠



K101 石仏



K102 石造物



K103 石段



K104 石段



K105 石段



K106 石段



K107 石段

環境物件写真



E1 樹木



E2 池



E3 池



E4 樹木



E5 池



E6 池



E7 池



E8 池



E9 池



E10 池



E11 池



E12 池



E13 池



E14 池



E15 池



E16 庭



E17 池



E18 池



E19 池



E20 庭



E21 庭



E22 池



E23 池



E24 樹木



E25 樹木



E26 田代井手



E27 上井手



E28 三寺拂向井手



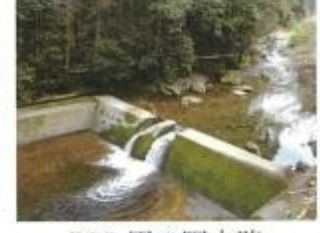
E29 日森園井手



E30 加知木井手



E31 中村水路



E32 原の園水路



E33 注連原水路



E34 橋詰発電所導水路